資料４－２

第１回検討会等での指摘事項に関する参考資料

（１）首都高速道路の整備の経緯 1

（２）北の丸公園内施設の設置の経緯 3

（３）北の丸公園の使用許可 5

（４）皇居外苑（北の丸地区を含む）の取組み 9

（５）北の丸公園の景観 11

（６）北の丸公園内施設の利用状況 20

（７）北の丸公園周辺の交通情報 21

（８）北の丸駐車場の利用状況 23

（１）首都高速道路の整備の経緯

首都高速道路の整備の経緯については、以下のような資料に記載がある。

まず、首都高速道路公団編『首都高速道路公団二十年史』には、首都高速４号線の設計・施工にさいして、計画対象地沿いに都内でも有数の風致地区や文化財のある箇所が連続していることから、周囲の景観と調和する構造形式を選択することに努力して設計・施工がされた旨の以下のような記録がある。

・この区間では千鳥ヶ淵や弁慶堀が重要文化財保存地区にあることや、周辺環境を考慮して線形が変更された。(p. 100)

・首都高速４号線（Ｉ期）沿いには、都内でも有数の風致地区や文化財のある箇所が連続している。したがって構造物の設計にさいしては単に経済性についての配慮ばかりでなく、周囲の景観と調和する構造形式を選択することに努力した。(p. 103)

（首都高速道路公団編『首都高速道路公団二十年史』昭和 54 年６月 17 日発行）

また、小澤広直著『首都高速道路の計画・設計の思想と手法に関する史的研究』には、当時の背景として、当該箇所を含む区間が開通した昭和 39 年（1964）の秋は東京オリンピック開催を目前に控えインフラ整備が急速に進められており、国立競技場や代々木の選手村との移動を円滑にするため、各種目の会場につながるルートが優先されたことが伺える。

・1959（昭和 34）年８月の「都市計画決定」では，以下の図 3.5 に示す８路線，約 71.03km（東京高速道路株式会社線の約２km を含む）の建設が決定された）。同年 10 月に基本計画指示がなされ、同年 12 月に事業決定された。都市計画決定前の同年５月には，1964（昭和 39）年の東京オリンピック開催が決定し，開催時の交通需要を満たすため，８路線の建設区間のうち、オリンピック施設周辺や羽田空港と都心部を結ぶ約 31.3km の区間については，東京オリンピック関連道路として重点的に整備されることとなった。（小澤広直著『首都高速道路の計画・設計の思想と手法に関する史的研究』2019 年１月）

	当初事業路線	
	区間	延長(km)
1号線	大田区羽田1丁目 ～台東区入谷町	20.27
2号線	品川区西戸越1丁目 ～港区芝海岸通り1丁目付近	8.22
2号分岐線	港区麻布新広尾町1丁目付近 ～港区麻布谷町付近	1.39
3号線	渋谷区大和田町 ～千代田区隼町(三宅坂)付近	6.30
4号線	渋谷区幡ヶ谷本町1丁目 ～中央区八重洲6丁目付近	11.07
4号分岐線	中央区日本橋本石町1丁目付近 ～中央区日本橋兜町1丁目付近	1.20
5号線	豊島区池袋4丁目 ～千代田区竹平町付近	7.81
6号線	墨田区寺島町3丁目 ～中央区日本橋兜町1丁目付近	6.24
7号線	江戸川区小松川4丁目 ～墨田区東両国1丁目	5.97
8号線	港区芝汐留付近 ～中央区銀座東1丁目付近	2.56*
計		71.03

*東京高速道路株式会社線の約2kmを含む

図 3.5　当初事業路線　路線図（一部加筆）

また、高嶺翔太、後藤春彦、馬場健誠、山村崇共著『沿道の風土・歴史的要素が都市内高速道路の車窓シークエンス景観に与える影響』には、首都高速道路について、内濠上で高架構造が利用されているが、皇居前は他構造を用いたことが記載されている。

・幕府用地は台地・運河等のように掘割・隧道で建設せず、主に平地上に道路を敷く、又は高架で建設するかのいずれかを用いたと言う事が重要であると考えられる。とくに代表区間は内濠上を走行する区間であるが、内濠上では高架構造を利用している。（図 23）（高嶺翔太、後藤春彦、馬場健誠、山村崇共著『沿道の風土・歴史的要素が都市内高速道路の車窓シークエンス景観に与える影響』2013 年４月）

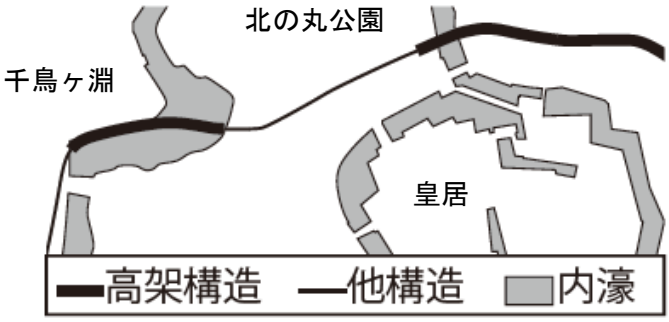

図 23　内濠と高架の関係（一部加筆）

このように、首都高速道路の設計・施工にさいしては、時間を要する用地買収に代わり地下化、高架化などの手法も積極的に取り入れられていたが、警備上の理由等から皇居ではこれらの手法も採用されず、周辺の英国大使館や千鳥ヶ淵の保全などにも配慮がなされた結果、現在の線形になったということが考えられる。

（２）北の丸公園内施設の設置の経緯

『国営公園工事事務所の歴史』（関東建設弘済会、昭和 55 年 3 月発行）より抜粋

昭和 38 年 5 月「北の丸地区は、皇居外苑の一部とし、森林公園として建設省が整備すること」という旨閣議決定されたが、この「森林公園」とは、通常、そのほとんどの部分が樹林地である公園をいうのであって、北の丸公園は、皇居の森と一体となって森林をつくるという観点から、通常の公園以上に樹木を必要とするものである。

にもかかわらず、この公園には現在、相当面積の建物が設置されているが、この公園整備に携わった人々の努力によってそれでも最小限にとどめられたものであり、この経過をここに書き留めておくものである。

昭和 35 年科学技術振興財団より、北の丸公園に「科学技術センター」を建設したい旨申請があり、種々調整の結果、公園施設（陳列館）として、建坪約 1,000 坪の建築物（鉄筋コンクリート造、地上 5 階建）が建設された。

昭和 38 年、第 13 回オリンピック関係閣僚懇談会において、日本武道館（面積 3,300 坪）の建設を決定した。

また昭和39年には、中央官衙計画により千代田区三年町に計画されていた国立公文書館（面積約3,000坪）が高速道路の南側に建設されることとなり、昭和 39 年 4 月 28 日に「皇居周辺北の丸地区は、昭和 38 年 5 月 21 日の閣議決定により、森林公園として整備するものであり、当該地区には、武道館、科学技術館および国立公文書館以外の施設は設けないものとする」という閣議了解がなされた。

皇居周辺北の丸地区の整備について

昭和 39 年 4 月 28 日

閣議了解

皇居周辺北の丸地区は、昭和 38 年 5 月 21 日の閣議決定により、森林公園として整備するものであり、当該地区には武道館、科学技術館および国立公文書館以外の施設は設けないものとする。

さらに、昭和 40 年 3 月近代美術館を北の丸地区に設置したいという要望があり、これについては、関係各省で慎重に検討の結果、従来認められていた公文書館の建坪の範囲内で両館の建設を認めることとし、昭和 41 年 1 月 11 日に「北の丸地区は森林公園として整備することとなっているので当該地区には既設の科学技術館および日本武道館のほか、今後は国立公文書館および近代美術館以外の建築物の設置は一切認めないものとする」という閣議了解があらためてなされた。

皇居周辺北の丸地区の整備について

昭和 41 年 1 月 11 日

閣議了解

皇居周辺北の丸地区の整備については、「皇居周辺北の丸地区の整備について」（昭和 38 年 5 月 21 日閣議決定）によるほか、下記のとおり措置することとする。

記

1　皇居周辺北の丸地区は、森林公園として整備することとなっているので、当該地区には、既存の科学技術館及び日本武道館のほか、今後は、国立公文書館及び近代美術館以外の建築物の設置は、一切

認めないものとし、これら両館の建築敷地は、首都高速道路 4 号線の南側で、幹線園路の東側の公園地とするものとする。
2　「皇居周辺北の丸地区の整備について」（昭和 39 年 4 月 28 日閣議了解）は、廃止する。

また北の丸公園の南側に残されていた元近衛師団司令部の建物は、明治 43 年竣功のゴチック様式を主とした建築面積約 280 坪のものであるが、この保存について防衛庁より要望があった。建設省は、これについて、昭和 41 年 1 月の閣議了解、都市公園法の建ぺい率（２％）との関係、公園の景観構成、当該建物の文化財価値とその存置の必然性の少なさなどを理由とし、要望に応じ難い旨昭和 41 年 3 月 15 日に回答している。

これらの点は、国会でも問題になり、昭和 41 年 6 月 6 日の衆議院決算委員会において、佐藤内閣総理大臣自身が山田(長)委員の質問に答えて、「北の丸公園は、森林公園にする計画であり、したがっていまある建物などを当初予定したものより以上にふやすことはしない・・・・・・。元近衛師団司令部の建物をそのまま残すことについては、また公園計画、それに支障をきたさない、そごをきたさないように努力するつもりである」旨述べており、高度な政治的判断を必要とする問題と化したのである。

その後、この問題については進展がないまま施設を大蔵省より建設省が引き継いだが、昭和 47 年 9 月 12 日に旧近衛師団司令の建物は、東京国立近代美術館の分室として活用を図る旨の閣議了解がなされたため、これを文部省へ引き継いでいる。文部省では建物の改装工事を行い昭和 52 年 11 月より工芸館として開館し利用に供している。

（３）北の丸公園の使用許可

①過去の使用許可実例

昭和 27 年 3 月 11 日の閣議了解等に基づき、皇居外苑（北の丸公園を含む）では、国家的行事のみが許可対象となっている。

１）天皇陛下御即位十年奉祝国民祭典（祝賀パレード、祝賀式典）

・平成１１年１１月１２日(金)

・申請者　天皇陛下御即位 10 周年奉祝国会議員連盟　会長　森　喜朗
　　天皇陛下御即位 10 周年奉祝委員会　会長　稲葉　興作

２）天皇陛下御即位二十年をお祝いする国民祭典（お祭り広場、国民祭典）

・平成２１年１１月１２日(木)

・申請者　天皇陛下御即位二十年奉祝国会議員連盟　会長　森　喜朗
　　天皇陛下御即位二十年奉祝委員会　会長　岡村　正

３）天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典（奉祝祭り、祝賀式典）

・令和元年１１月９日(土)

・申請者　天皇陛下御即位奉祝国会議員連盟　会長　伊吹　文明
　　天皇陛下御即位奉祝委員会　会長　三村　明夫
　　公益財団法人日本文化興隆財団　理事長　田中　恆清

４）御即位奉祝（皇居外苑における集会）

・平成２年１１月１７日

・申請者　奉祝委員会及び奉祝国会議員連盟連名

５）平和条約発効並びに憲法施行５周年記念式典

・昭和２７年５月３日　天皇皇后両陛下ご臨席

・総理府主催

６）皇太子成年式立太子礼奉祝都民大会

・昭和２７年１１月１５日　皇太子殿下ご臨席

・東京都主催

７）オリンピック東京大会聖火歓迎式典（五輪公式行事、二重橋前に仮設聖火台設置）

・昭和３９年１０月９日～１０日

・東京都主催

②閣議了解及び管理規則

１）閣議了解

皇居外苑の使用許可について

昭和 27 年 3 月 11 日

閣議了解

1　皇居外苑の性格

皇居外苑は旧皇居苑地という由緒をもつ外、現在もなお皇居の前庭であるという特殊の性格をもった国民公園である。従って、これが一般の利用はその特殊の性格にふさわしい美観と静穏とを保ちうる方法により、広く国民一般の休憩、散策、観光に供する如く管理する。

2　皇居外苑の特別使用

右の趣旨から、国民公園管理規則第 2 条及び第 4 条の規定による皇居外苑の特別使用は、次に掲げるものにして皇居外苑の使用することが適当と認められるもの以外は原則として許可しない。

1　政治的又は宗教的目的を有せず、且つ安寧秩序を乱すおそれがないと認められる集会、行進その他の催物、行事にして、その使用が、小区域且つ短時間に限るもの

2　国家的性質をもつ集会、行進その他の催物、行事

東京消防庁出初式の皇居外苑使用について

昭和 27 年 12 月 20 日

閣議了解

皇居外苑の特別使用許可については、昭和２７年メーデー以降国家的行事以外のものは使用を許可しておらなかったが、東京消防庁の出初式については皇居外苑を使用する慣例があって社会通念上その使用を当然と認められるという特殊事情があるので、本件に限り昨年度の許可の要領により維持管理上支障なき範囲で許可することとする。

なお、皇居外苑の特別使用許可については、昭和２７年３月１１日閣議了解「皇居外苑の使用許可について」によるも、当分の間原則として国家的行事に限り許可する方針を維持することと致したい。

２）管理規則

国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則

（昭和三十四年五月六日厚生省令第十三号）

最終改正：令和二年十二月二十八日環境省令第三十一号

国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則を次のように定める。

（通則）

第一条　皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑（以下「国民公園」という。）、千鳥ケ淵戦没者墓苑（以下「墓苑」という。）並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地（以下「慰霊碑苑地」という。）の管理に関しては、この規則の定めるところによる。

（許可行為）

第二条　国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内においては、次に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければしてはならない。

一　物を販売し、又は頒布すること。
二　業として写真を撮影すること。
三　興行を行うこと。
四　集会を催し、又は示威行進を行うこと。
五　池又はほりに鳥類又は魚類を放すこと。
六　池又は堀で船を使用し、又は使用させること。
七　施設を使用すること。

（許可申請書）

第三条　前条の許可を受けようとする者は、別記様式による許可申請書を環境大臣に提出しなければならない。

（禁止行為）

第四条　国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一　植物を採取し、又は損傷すること。
二　鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
三　工作物を汚損すること。
四　立入禁止区域内に立ち入ること。
五　指定以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はけい留すること。
六　公共便所以外の場所において大小便をし、又はこれをさせること。
七　池又はほりで遊泳すること。
八　指定以外の場所にごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

九　たき火をすること。

十　広告物又はこれに類するものを掲示し、又は設置すること。

十一　寄附金を募集すること。

十二　前各号に掲げる行為のほか、職員が国民公園、墓苑又は慰霊碑苑地内の行為として適当でないと認めて制止する行為

２　職員は、前項各号に掲げる行為をした者に対しては、退園を命ずることができる。

（入園拒否等）

第五条　職員は、泥酔している者その他公衆に嫌悪の情を催させ、若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者の入園を拒み、又はこれらの者に退園を命ずることができる。

（公開日時）

第六条　新宿御苑、墓苑及び慰霊碑苑地の公開日時については、別に定める。

２　環境大臣は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による新宿御苑、墓苑及び慰霊碑苑地の公開日時を一時的に変更することができる。この場合においては、入口にこの旨を掲示する。

（施設の使用料等）

第七条　国民公園、墓苑及び慰霊碑苑地内の施設の使用について第二条の許可を受けた者は、施設の使用の目的及び態様に応じて公正妥当な使用料を国に納めなければならない。

２　新宿御苑に入園しようとする者又は別に定める国民公園の施設を利用しようとする者は、環境大臣の定める区分に応じ、あらかじめ入園料又は施設利用料を国に納めなければならない。ただし、次項に規定する入園券又は施設利用券を購入した場合は、この限りでない。

３　環境大臣は、入園券又は施設利用券の発売に伴う収入の国への納付に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者を指定し、入園券又は施設利用券を発売させることができる。

４　第二項の入園料及び施設利用料並びに前項の入園券及び施設利用券の発売金額その他入園料及び施設利用料等の徴収に関し必要な事項は、国民公園ごとに、別に定める。

（４）皇居外苑（北の丸地区を含む）の取組み

北の丸公園では、水質、生物の生息・生育環境の確保、景観、利用等について、以下の取組みを計画、実施している。

表：皇居外苑（北の丸地区を含む）の管理基本方針の実現に向けた取組み一覧

		【Ⅰ期】～平成 27 年度	【Ⅱ期】平成 28～30 年度	【Ⅲ期】平成 35（令和 5）年頃まで
水質	計画	○皇居外苑濠水質改善計画における当面の対策（新浄化施設の整備など） ○下水道越流防止［東京都］	○短期的対策による水質改善効果の分析 ○第2期対策の検討 ○対策検討のための取組（かい掘り試行）	○第2期対策の実施（例：定期的かい掘り、雨水貯留、水生植物の管理など）
	実績	○平成 25 年に新浄化施設稼働 ○平成 27 年に都下水道からの越流停止	○局所的・一時的対策技術（ルミライト添加法、AR 水質浄化手法、紫外線照射・凝集剤添加高度水質改善手法）の実証試験を実施 ○第 2 期皇居外苑濠水質改善計画の策定 ○千鳥ヶ淵におけるかい掘り試行の実施	○令和元年に汚泥処理施設稼働 ○第 3 期皇居外苑濠水質改善計画の検討中
生物の生息・生育環境の確保（水域）	計画	○牛ヶ淵における生物の生息・生育環境改善の検討、生息・生育環境の整備（試行） ○牛ヶ淵周辺での環境保全のための関係者の協力体制構築［環境省、千代田区、関係者］	○牛ヶ淵における生物の生息・生育環境の整備・改善 ○千鳥ヶ淵・北の丸地区における生物の生息・生育環境の整備検討・試行（ホタル含む）	○牛ヶ淵における生物の生息・生育環境の安定化 ○千鳥ヶ淵・北の丸地区における生物の生息・生育環境（ホタル含む）の整備、改善→環境の安定化（さらに数年）
	実績	○平成 25 年度に牛ヶ淵で浅瀬や浮島の設置を試行的に実施 ○平成 26 年度に牛ヶ淵周囲の明るさを押さえる地域ルール「牛ヶ淵ルール」を策定	○浅瀬や浮島での自然環境モニタリングの実施 ○北の丸池でのヘイケボタル試験放流	○令和 3 年に「北の丸公園池改善調査設計業務及び北の丸公園池整備工事」を実施 ○飼育型コイ、アメリカザリガニ等の捕獲・駆除を実施中
生物の生息・生育環境の確保（陸域）	計画	○北の丸地区の林相改善のための検討・事業実施		
	実績	○北の丸地区における成長・衰退した樹林の環境改善のため、令和 3 年から除伐・枝剪定・捕植を実施中		
	計画	○皇居の森との連続性確保に関する調査検討 ○ヒカリゴケ及び石垣の保全検討		○皇居の森との連続性確保事業の実施 ○ヒカリゴケ・石垣保全事業の実施
	実績	○四季折々の公園景観形成の検討 ○ヒカリゴケの域外保全を行うための試験調査を実施中		○域外における人工土でのヒカリゴケ培養を検討中

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>【Ⅰ期】～平成 27 年度</th><th>【Ⅱ期】平成 28～30 年度</th><th>【Ⅲ期】平成 35（令和 5）年頃まで</th></tr>
<tr><td rowspan="2">景観</td><td>計画</td><td colspan="3">○再生プランに基づくサクラ管理の実施
○文化財景観保全のための管理実施</td></tr>
<tr><td>実績</td><td colspan="3">○令和 3 年に千鳥ヶ淵緑道のサクラ健全性等の調査を実施、枯れ枝の剪定等を実施中。
○石垣や水門通水管路の修復工事、石垣及び堤塘の除草を実施中。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">利用</td><td>計画</td><td>○周回ルート利用施設の改善検討</td><td colspan="2">○代官町通り沿いの利用環境改善［環境省］</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>○千鳥ヶ淵さんぽみちの設定及び案内標識類の設置</td><td colspan="2">○代官町通り遊歩道周辺の植栽計画の検討及びガイダンスツアーの試行実施</td></tr>
<tr><td>計画</td><td colspan="3">○周回ルートの利用促進［環境省、関係機関、民間など］
○ガイドツアー・教育活動の展開［環境省、観光協会、千代田区、学校等教育機関、NPO など］
○文化財に関する情報収集・普及啓発［関係機関］</td></tr>
<tr><td>実績</td><td colspan="3">○千代田区連携「千鳥ヶ淵さんぽみち」の案内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情報発信</td><td>計画</td><td colspan="3">○再生プランの周知、情報の発信［関係機関、民間］</td></tr>
<tr><td>実績</td><td colspan="3">平成 25 年に「千鳥ヶ淵環境再生プラン」の内容を報道発表するとともに、各種取組み状況を HP で公表中</td></tr>
<tr><td rowspan="2">プランの進行管理</td><td>計画</td><td colspan="3">○連絡協議機関の組織化［関係機関］
○再生プランのフォローアップ</td></tr>
<tr><td>実績</td><td colspan="3">○平成 27 年度から再生プランの実施状況などをフォローアップするための調査を実施</td></tr>
</table>

（５）北の丸公園の景観

①景観の特徴

北の丸公園の景観は、公園の外と中でそれぞれ特徴がある。また、園内の武道館は、公園の景観を特徴づけるランドマークとなっている。

武道館は、1964 年東京オリンピックの柔道競技会場として建設された施設であり、2020 年東京オリンピック・パラリンピックでも柔道・空手の会場にもなり、２度のオリンピックで使用された日本を代表するスポーツ施設である。武道の精神を表徴する流動美の大屋根は公園外からも中からも目を引く建物であり、「千代田区景観まちづくり計画」では「ランドマークとなる建造物」に位置付けられている。近年は音楽・文化活動の聖地としても名高く、首都東京を代表する重要な景観要素となっている。

１）公園外からの景観

・常緑広葉樹を主体とした、皇居の森と連続した樹林景観が形成されている。
・千鳥ケ淵側では、大正・昭和期以来のサクラの名所としての景観が形成されている。
・石垣や堤塘、城門といった江戸城の歴史的遺構による歴史的景観が形成されているが、繁茂した樹木や後年の植栽によって眺望が阻害されている箇所もある（視点場③④⑤⑥⑨⑮⑯）。
・公園入口は、森林公園を印象付ける重要な場所であるが、樹木の成長や樹形の変化等によって、森林公園への導入部としての魅力や演出に欠ける箇所がある（視点場⑪⑫）。

皇居の森と連続した樹林景観

千鳥ケ淵のサクラの景観

歴史的遺構による歴史的景観

森林公園への導入部としての出入口

図１：公園外からの主な景観

２）公園内の景観

・公園周辺のビル群や園内を走る車の姿を遮蔽する外縁部の常緑樹林によって、都心において自然を感じることのできる貴重な樹林景観が形成されている。

・滝や池が清涼感のある景観を形成しているが、繁茂した樹木や後年の植栽によって園内の見通しや眺望が損なわれている箇所や、広がりや奥行きが感じられず暗く閉鎖感のある雰囲気になっている箇所もある（視点場⑰⑲⑳㉑）。

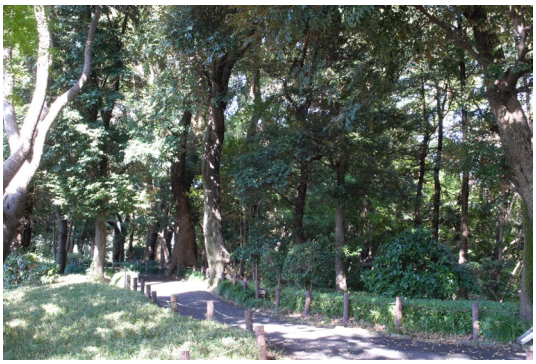

ビル群や車を遮蔽する樹林景観

池の景観

図２：公園内の主な景観

３）ランドマークである日本武道館のビスタ景観

・公園の外からは、田安門から牛ヶ淵にかけて、武道館の流線形の屋根が特徴的な姿を望むことができるが、樹木や植栽帯によって眺望が阻害されている箇所がある（視点場⑭⑮）。

・田安門の出入口では、橋の上から田安門とその先の武道館へのビスタ景観を同時に望むことができるが、道路からは植栽帯によって眺望が阻害されている（視点場⑮）。

・公園の中からは、園路の先に武道館のそびえるビスタ景観を望むことができる箇所があるが、樹木が繁茂していることによって、遠くからは見えない箇所が多い（視点場⑰）。

田安門から望める武道館のビスタ景観

公園の中から望むことができる武道館のビスタ景観

図３：日本武道館のビスタ景観

②視点場からの眺めの特徴

公園内外の主要な視点場を抽出し、景観の特徴や現状の課題を確認した。

視点場は、既定景観計画等で設定されている視点場（眺望点等）（①～⑨）に加えて、公園利用上重要となる視点場として、公園への導入路上の視点場（⑩～⑮）及び園内利用上の視点場（⑯～㉑）を抽出した。

表１：各視点場の眺望先と抽出の考え方

眺望先	抽出の考え方	視点場の図中番号
公園外からの景観	既定景観計画等で設定されている視点場	①
		②
		③
		④
		⑤
		⑥
		⑦
		⑧
		⑨
	公園への導入路上の視点場 （駅から北の丸公園へのルート上にある、曲がり角や出入口前の視点場）	⑩
		⑪
		⑫
		⑬
		⑭
		⑮
公園内の景観	園内利用上の視点場 （北の丸公園内の橋や園路の十字路、ベンチ、休憩所、飛び石等の視点場）	⑯
		⑰
		⑱
		⑲
		⑳
		㉑

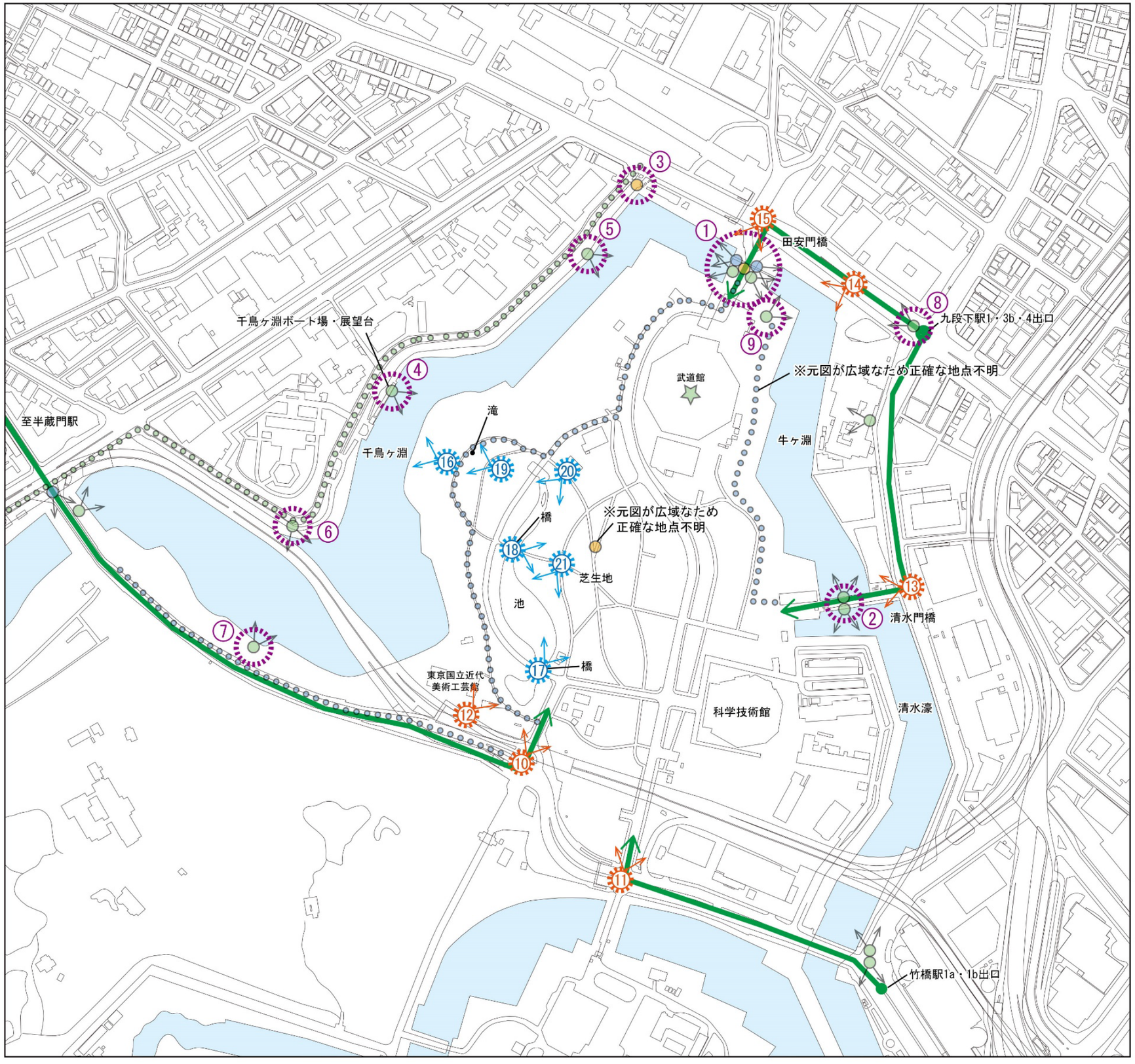

◆北の丸公園および周辺の視点場

○既定景観計画等で設定されている視点場
（①～⑨）

○駅から北の丸公園へのルート上にある、曲がり角や出入口前の視点場（⑩～⑮）

○北の丸公園内の橋や園路の十字路、ベンチ、休憩所、飛び石等の視点場（⑯～㉑）

◆既定景観計画等で設定されている視点場

『東京都景観計画』平成30年改定

主要な眺望点
（定義及び位置付け：濠を見通す眺望景観など、皇居周辺地域の水や緑との調和や配慮が求められる景観。事業者は大規模建築物の建築等の前に眺望点からの見え方を検討するものとする。）

『千代田区景観まちづくり計画』令和２年策定

眺望景観
（建築物の景観形成基準：周辺建築物は良好な眺望景観を保全する配置・規模、形態意匠となるよう工夫する。）

連続的な眺望点
（景観形成方針：連続的な眺望点をつなぐ歩行路のネットワークを形成する。）

ランドマークとなる建造物
（景観形成方針：ランドマークへ向かうヴィスタ景を保全する。）

『千代田区景観形成マニュアル』令和３年改訂

眺めの映える場所

見通し、または、視野が開けている地点

見通し、または、視野が広く取れる範囲が連続的につながる地点
（対応：建物や工作物で閉鎖しない。眺めの映える場所が活かされるような動線を取り入れる。）

駅から北の丸公園へのルート

＜公園外の視点場＞　※写真は令和３年度撮影

①

・土橋上の視点場で、千鳥ケ淵や牛ヶ淵、田安門等の遺構が望める公園の入口として歴史的景観を印象付けるとともに、武道館も望める重要な視点場となっている。

②

・土橋上の視点場で、牛ヶ淵や清水濠、清水門等の遺構が望める公園の入口として歴史的景観を印象付けるとともに、武道館も望める重要な視点場となっている。

③

・濠の角地の視点場で、千鳥ケ淵や石垣隅角部が望め江戸城の形状を理解しやすい場所であるとともに、皇居方向に連続する北の丸公園の樹林景観も望める重要な視点場となっている。
・公園側堤塘上の樹木（サクラを含む）が鬱蒼としており、石垣の形状をよく表す隅角部への眺望を阻害している。

④

・千鳥ケ淵凸部の視点場で、皇居方向に連続する樹林景観が望める重要な視点場となっている。
・公園側堤塘上の樹木（サクラを含む）が鬱蒼としており、石垣や堤塘への眺望を阻害している。

⑤	⑥
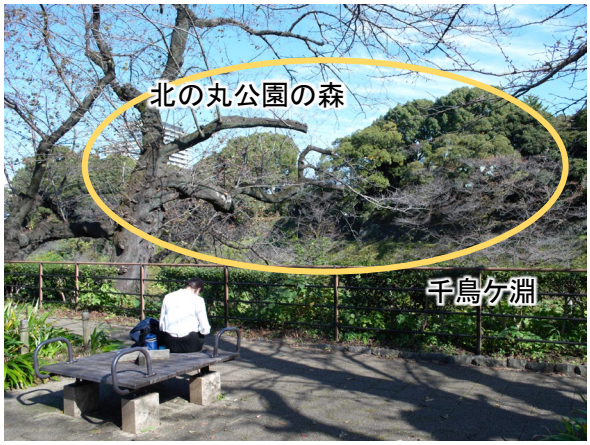	
・千鳥ケ淵の視点場で、樹林景観と濠の歴史的景観が望める視点場となっている。 ・公園側堤塘上の樹木（サクラを含む）が鬱蒼としており、石垣や堤塘への眺望を阻害している。	・千鳥ケ淵の視点場で、皇居方向に連続する樹林景観と濠の歴史的景観が望める視点場となっている。 ・公園側堤塘上の樹木（サクラを含む）が鬱蒼としており、石垣や堤塘への眺望を阻害している。
⑦	⑧
・千鳥ケ淵の視点場で、樹林景観と濠の歴史的景観が望める視点場となっている。	・田安門に向かう導入路上の視点場で、建物の間から武道館が望める。
⑨（現在立ち入り禁止）	⑩
・公園内から牛ヶ淵が望める視点場。 ・堤塘上の樹木が牛ヶ淵への眺望を阻害している。	・乾門と対峙する公園の出入口であり、園路沿いのイチョウをはじめとした樹林が、森林公園を印象付ける樹林景観を形成している。

⑪

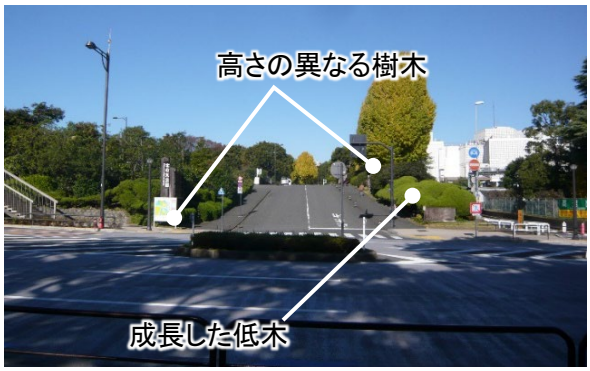

・東御苑と連続する公園の出入口であり、園内利用車両の出入口ともなる重要な視点場。
・高さの異なる左右の樹木や成長した低木等により、森林公園への導入部としての魅力や演出に欠ける。

⑫

・半蔵門駅方面からの歩行者の公園の出入口であり、北の丸公園の森林の中に入る印象がある。
・常緑樹を中心とした樹林により、入口周辺が暗く、狭い印象を与えている。

⑬

・土橋上の視点場で、牛ヶ淵や清水濠、清水門等の遺構が望める公園の入口として歴史的景観を印象付けるとともに、武道館も望める重要な視点場となっている。

⑭

・田安門に向かう導入路上の視点場で、公園方向に視界が開け、牛ヶ淵や武道館が望める。
・道路側堤塘上の樹木が武道館への眺望を阻害している。

⑮

・田安門が望める公園の入口として歴史的景観を印象付ける重要な視点場となっている。
・橋詰中央部の植栽帯の低木が成長し、田安門や武道館への眺望を阻害している。

⑯（現在立ち入り禁止）

・怡和園跡の視点場で、ベンチが設置してあり、千鳥ケ淵やサクラが望める。
・堤塘上の樹木が千鳥ケ淵への眺望を阻害している。

＜公園内の視点場＞　※写真は令和３年度撮影

⑰

・下池の橋の上から池や芝生地の広がりや森林が望め、園内利用上で重要な視点場。
・樹木が武道館への眺望を阻害している。

⑱

・中池の橋の上から池や芝生地、池西側の樹林が望める視点場。

⑲

・雑木林内を流れる渓流の飛石の上から滝が望める視点場。

⑳

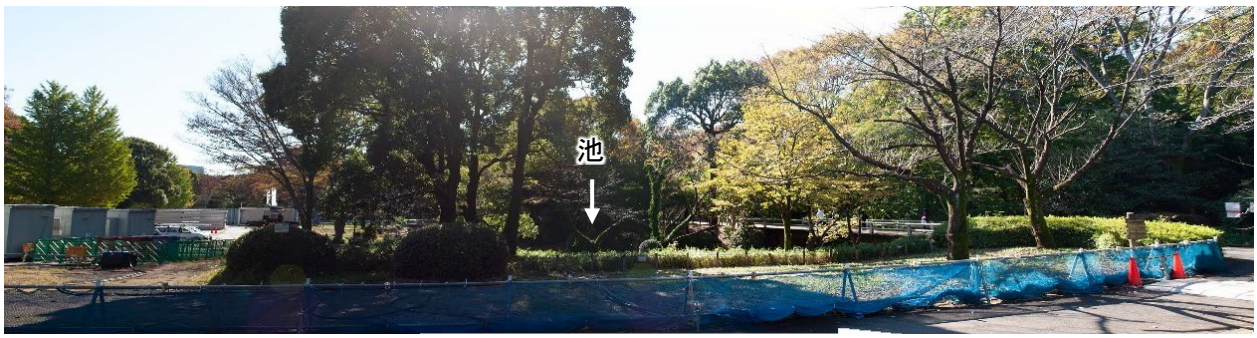

・休憩所が設置してあり、芝生地や池方向の広がりある景観が望める視点場。
・休憩所前の樹木により、芝生地や池への眺望が得られない状況となっている。

㉑

・芝生地越しに池や樹林が望め、園内利用上最も開放感が得られる視点場。

（６）北の丸公園内施設の利用状況

北の丸公園内の日本武道館、科学技術館、国立近代美術館、国立公文書館の来館者数の推移は以下のとおりである。令和２年度から令和３年度にかけては、新型コロナウィルスの感染拡大とそれに伴う緊急事態宣言により来館者数が減少したが、令和４年度は回復傾向にある。４施設の内では日本武道館の来館者が最も多く、次いで科学技術館と国立近代美術館が同程度、国立公文書館が最も少なく、同じ北の丸公園内の施設でも来館者数には違いがあることが分かる。特に、日本武道館の来館者は新型コロナウィルス感染拡大前よりも大幅に増加しており、これらの人々を公園内の散策や周遊に促す取組みが重要になると考えられる。

なお、ヒアリングでより詳しい来館者数が分かった施設は、施設ごとに資料４－３に掲載する。

表：北の丸公園内４施設の来館者数推移

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
日本武道館	1, 010, 930	375, 154	684, 150	1, 680, 560
科学技術館	747, 401	195, 897	266, 244	524, 762
国立近代美術館	582, 010	184, 815	355, 023	552, 805
国立公文書館	49, 555	10, 630	11, 303	24, 419
合計	2, 389, 896	766, 496	1, 316, 720	2, 782, 546

単位：人

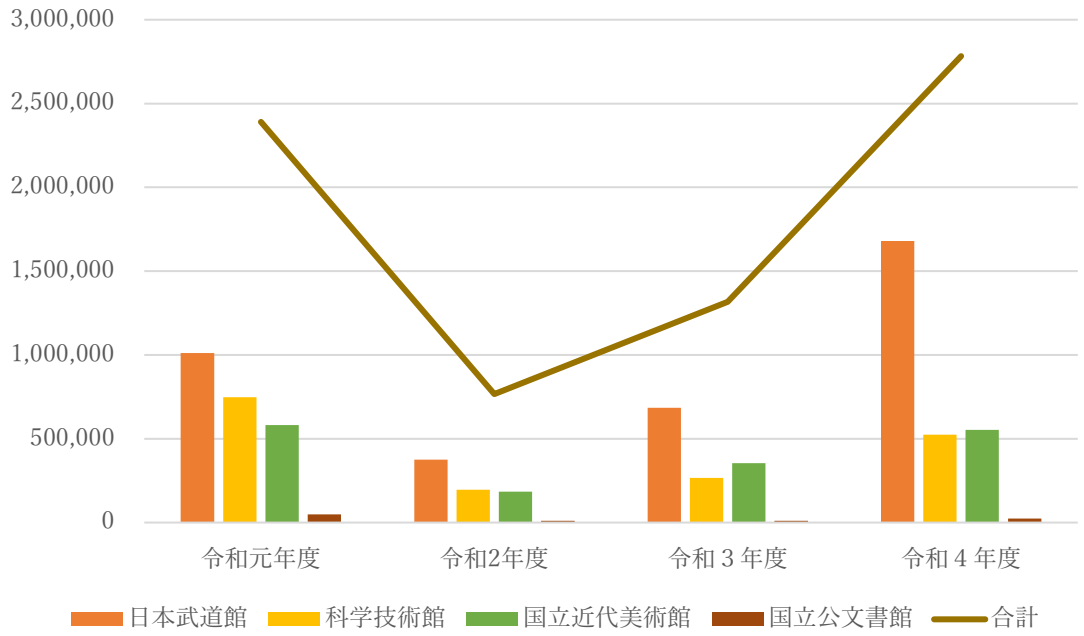

図：北の丸公園内４施設の来館者数推移

（７）北の丸公園周辺の交通情報

北の丸公園へのアクセスに利用される、周辺の鉄道・駅、大型バス駐車場、バス停留所の情報を以下に整理する。情報は、千代田区、千代田区観光協会、一般財団法人国民公園協会のウェブサイトから収集した。なお、第３回検討会までにビッグデータを活用した周辺の人口分布の把握等を行い、この交通情報と重ね合わせて、利用特性の把握を行う予定である。

①鉄道・駅

北の丸公園の最寄り駅には、九段下駅、竹橋駅、半蔵門駅があり、九段下駅には都営地下鉄新宿線、東京メトロ東西線・半蔵門線、竹橋駅には東京メトロ東西線、半蔵門駅には東京メトロ半蔵門線が乗り入れている。北の丸公園は、九段下駅１・２・３a・３b・４番出口から徒歩約３分、竹橋駅１a・１b 番出口から徒歩約５分、半蔵門駅５番出口から徒歩約 15 分であり、特に九段下駅と竹橋駅からのアクセスが良い立地となっている。

②大型バス駐車場

北の丸公園周辺の大型バス駐車場は、公園内の北の丸駐車場（第１駐車場・第２駐車場・第３駐車場）と靖国神社参拝バス駐車場であり、収容台数はそれぞれ以下のとおりである。

表：北の丸公園周辺の駐車場と収容台数

名称	収容台数
北の丸駐車場第１駐車場	乗用車換算 144 台（うち障がい者用は３台）
北の丸駐車場第２駐車場	乗用車換算 105 台（うち障がい者用は３台）
北の丸駐車場第３駐車場	乗用車換算 315 台（うち障がい者用は６台）
靖国神社参拝バス駐車場	乗用車 70 台、バス 17 台（うち障がい者用は４台）

皇居外苑の内外には、他にも楠公駐車場、丸ノ内鍛冶橋駐車場、国会参観バス駐車場があるが、いずれも北の丸公園まで徒歩 30 分程度かかるため、公園利用には適していない。

③バス停留所

北の丸公園周辺を運行するバスには、千代田区の乗合バス「風ぐるま」と都営バスがあり、停留所と運行ルートは次頁の図のとおりである。

乗合バス「風ぐるま」の利用料金は小学生以上１回 100 円（未就学児は２人まで無料）で、平日・土日・祝日の概ね午前８時 30 分から午後６時 30 分までの間を、千代田区内の停留所に、時刻表に合わせて停車する。北の丸公園周辺の半径２㎞ほどの範囲内を４ルート通っており、全てが北の丸公園から徒歩約１分の「千代田区役所」停留所に発着する。

都営バスは、北の丸公園周辺では公園から徒歩約５分の「九段下」停留所に発着する２ルートがある。飯 64 ルートは中野区の「小滝橋車庫前」停留所、高 71 ルートは新宿区の「高田馬場駅前」停車所と「九段下」停留所を繋いでおり、北の丸公園北西部からのアクセスに利用されている。

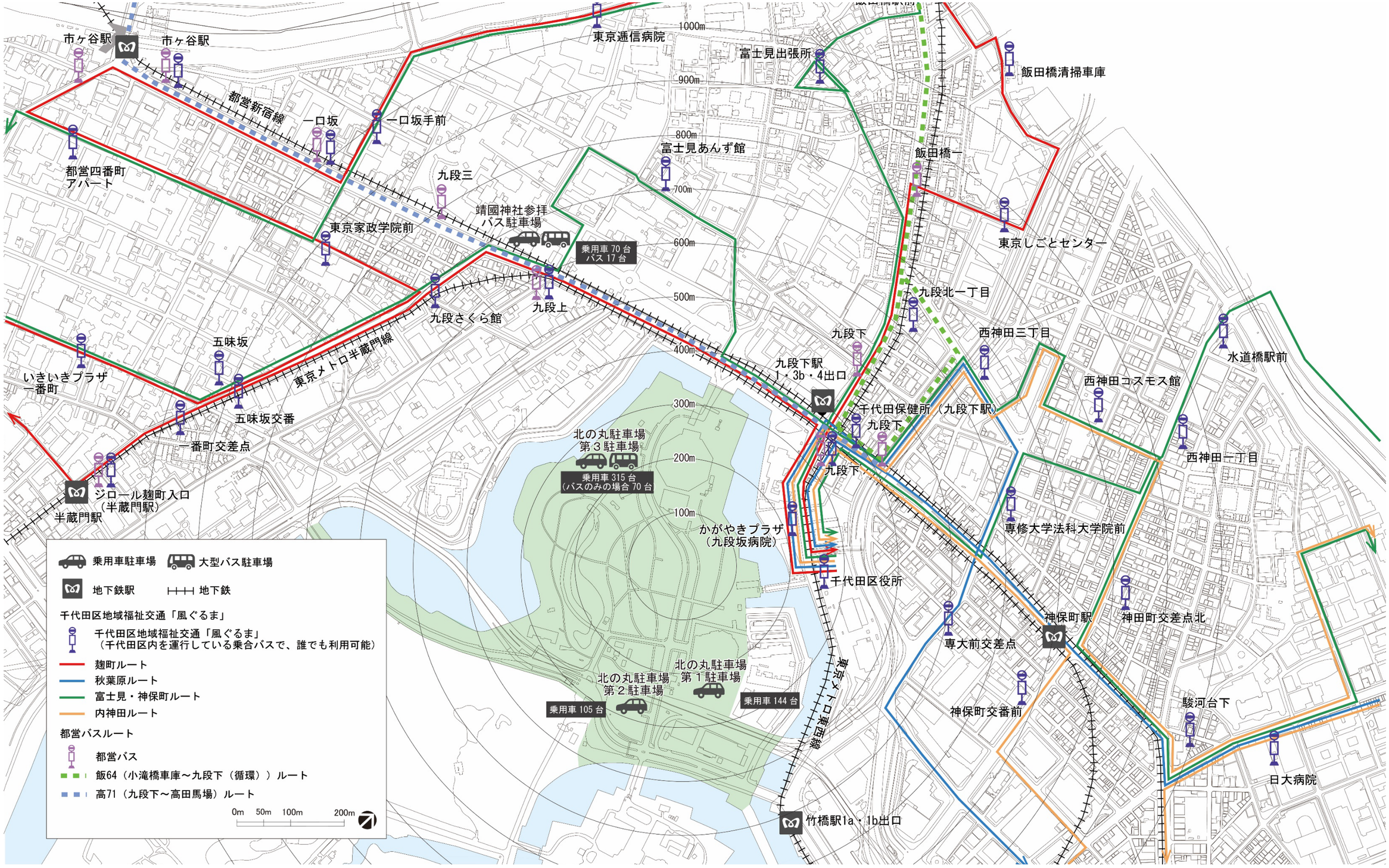

図：北の丸公園周辺の交通情報

（８）北の丸駐車場の利用状況

国民公園協会が集計している、北の丸駐車場（第１駐車場、第２駐車場、第３駐車場）の乗用車、大型バスの平成 30 年（2018）～令和４年（2022）の日別の利用台数をグラフ化して次々頁以降に示す。

また、同期間における、各駐車場の利用台数が通常より多い日（乗用車は目安として収容台数の３倍を超える日、大型車はグラフを視認して通常より多いと考えられる日）の北の丸公園内のイベント等と、駐車場閉鎖期間を次頁の表に示す。

これらから、北の丸公園の利用状況を以下のように整理する。

①乗用車

■年間の利用状況

・季節的な傾向が見られ、花見シーズンの３月～４月にかけて台数が増加し、夏季に減少したのち、秋口の９月頃から紅葉シーズンに再び増加するという傾向が見られる。

■日別の利用状況（突出して利用台数が多い日）

・第１駐車場は、桜の満開時及び科学技術館の催事の日に顕著な増加が見られる。
・第２駐車場は、第１駐車場と同様の傾向であるが、武道館イベント時にも顕著な増加が見られる。
・第３駐車場は、武道館に隣接することからライブやスポーツ大会等のイベント開催によって顕著な増加が見られる。

■新型コロナウィルス及び東京オリンピックの影響

・新型コロナウイルスの影響について、令和２年から令和３年の緊急事態宣言時には、駐車場閉鎖が実施されている。ただし、令和４年時の緊急事態宣言時（1/21-3/21）では、ウィズコロナの考え方の広がりから各駐車場の閉鎖が実施されなかったため、各駐車台数に大きな増減はなかった。
・東京オリンピックの影響について、準備期間中の令和元年から２年には、第１駐車場の半面閉鎖（2019/10/1-2020/9/30）が実施されたほか、令和３年には、各駐車場の完全閉鎖（7/1-9/6）の実施により、各駐車台数に大きな影響があった。

②大型車

■年間の利用状況

・第１、３駐車場は、乗用車の季節変化による増減とほぼ同様の傾向が見られる。
・第２駐車場はほとんどが花見シーズンのみの利用である。

■日別の利用状況（突出して利用台数が多い日）

・第１駐車場は、科学技術館での特定のイベント時に一部貸切られ、顕著な増加が見られる。
・第２駐車場は、桜の満開時に顕著な増加が見られる。
・第３駐車場は、乗用車と同様に武道館のイベント時に加えて、科学技術館の団体利用時に顕著な増加が見られる。

■新型コロナウィルス及び東京オリンピックの影響

・影響については、乗用車と同様であるが、第１駐車場の駐車台数は、オリンピック開催に伴う大型工事車両の利用のため、令和元年（10/2）と令和３年（10/31）に増加が見られた。

表：突出して利用台数が多い日一覧　　※利用台数が通常より突出して多い場合に数値をゴシックで示す

日付＼車種・駐車場		乗用車			大型車			北の丸公園内のイベント等
		第1	第2	第3	第1	第2	第3	
平成 30 年（2018）	3月9日	346	203	132	**53**	0	41	(科学技術館)催事、装いの会イベント
	3月 25 日	**501**	0	480	5	24	0	花見
	6月3日	362	**618**	324	0	0	4	(武道館)スポーツ大会 (科学技術館)催事
	9月 10 日	127	62	232	**50**	0	3	(科学技術館)装いの会イベント
	11 月 24 日	345	207	**1438**	4	0	0	(武道館)自衛隊音楽祭
	11 月 30 日	53	127	162	**50**	0	12	(武道館)スポーツ大会
	12 月 30 日	71	65	**1316**	0	0	0	(武道館)音楽ライブ
令和元年（2019）	1 月 18 日	104	44	222	0	0	**73**	(日本武道館)音楽ライブ (科学技術館)団体客来園
	1 月 22 日	101	71	433	1	0	**74**	(日本武道館)音楽ライブ (科学技術館)団体客来園
	2 月 12 日	87	56	230	0	0	**85**	(日本武道館)音楽ライブ (科学技術館)団体客来園
	3 月 4 日	58	38	233	**51**	0	18	(科学技術館)装いの会イベント
	3 月 14 日	129	101	**973**	23	0	10	(日本武道館)音楽ライブ
	3 月 30 日	**445**	0	333	1	**52**	6	花見
	4 月 21 日	48	219	620	33	0	**160**	(武道館)スポーツ大会
	4 月 29 日	180	198	**923**	0	0	12	(武道館)音楽ライブ、スポーツ大会
	7 月 20 日	67	203	211	0	0	**74**	(武道館)スポーツ大会
	7 月 21 日	84	199	89	0	0	**72**	(武道館)スポーツ大会
	8 月 1 日	15	98	50	1	4	**154**	(武道館)スポーツ大会
	8 月 31 日	3	**1050**	**3500**	4	0	0	(武道館)スポーツ大会
	9 月 9 日	0	152	330	**50**	0	3	(日本武道館)装いの会イベント
	10 月 2 日	164	97	0	**168**	0	16	(日本武道館)オリンピック工事
	12 月 6 日	199	208	0	3	0	**72**	(科学技術館)団体客来園
令和2年（2020）	1 月 16 日	9	167	0	0	0	**72**	(科学技術館)団体客来園
	1 月 17 日	50	96	0	0	0	**67**	(科学技術館)団体客来園
	1 月 21 日	62	107	0	0	0	**71**	(科学技術館)団体客来園
	2 月 13 日	52	86	0	0	0	**68**	(科学技術館)団体客来園
	3 月 22 日	239	**395**	0	0	0	0	花見
令和3年（2021）	1 月 30 日	1	**336**	0	11	0	0	(科学技術館)催事
	2 月 14 日	2	**330**	55	15	0	0	(科学技術館)催事
	3 月 14 日	2	**374**	110	12	0	0	(科学技術館)催事
	3 月 27 日	292	**428**	0	0	0	0	花見
	4 月 18 日	4	**340**	閉鎖	10	0	閉鎖	※第 1 駐車場は催事搬出により一般駐車不可。 第 3 駐車場はオリンピック工事のため閉鎖。
	6 月 13 日	1	**327**	閉鎖	10	0	閉鎖	(科学技術館)催事 ※第 1 駐車場は催事搬出により一般駐車不可。 第 3 駐車場はオリンピック工事のため閉鎖。
	9 月 19 日	3	**375**	閉鎖	13	0	閉鎖	(科学技術館)催事 ※第 1 駐車場は催事搬出により一般駐車不可。 第 3 駐車場はオリンピック工事のため閉鎖。
	9 月 29 日	44	30	閉鎖	**44**	0	閉鎖	※第 3 駐車場はオリンピック工事のため閉鎖。 第 1 駐車場に工事車両駐車。
	10 月 16 日	0	**333**	110	2	0	0	(科学技術館)催事 (武道館)音楽ライブ ※第 1 駐車場は催事搬出により一般駐車不可。
	10 月 31 日	147	215	0	**251**	0	0	(日本武道館)オリンピック工事
	12 月 10 日	344	**122**	64	2	0	38	(科学技術館)催事、団体客来園
	12 月 11 日	342	**134**	343	2	0	0	(日本武道館)音楽ライブ (科学技術館)催事

令和4年（2022）	**3 月 16 日**	133	50	0	2	0	**80**	（日本武道館）音楽ライブ
	3 月 27 日	**448**	**398**	110	0	0	0	花見 （科学技術館）催事
	4 月 2 日	**405**	**405**	20	0	0	0	（科学技術館）催事
	4 月 23 日	**435**	290	322	2	0	0	（日本武道館）音楽ライブ （科学技術館）催事
	4 月 24 日	248	154	171	9	0	**90**	（日本武道館）音楽ライブ （科学技術館）催事
	8 月 4 日	79	37	83	0	0	**76**	（武道館）スポーツ大会
	11 月 20 日	245	190	**1345**	12	0	2	（日本武道館）スポーツ大会、自衛隊音楽祭 （科学技術館）催事

表：駐車場閉鎖期間一覧

閉鎖期間	閉鎖駐車場			閉鎖理由
	第1	第2	第3	
毎年　8 月 15 日	―	―	閉鎖	戦没者追悼式典（便宜供与）
平成 30 年（2018）9 月 3 日	―	―	閉鎖	警察・機動隊・消防テロ対策訓練（便宜供与）
令和元年（2019）2 月 7 日	―	―	閉鎖	消防訓練（便宜供与）
令和元年（2019）5 月 29 日	―	―	閉鎖	千代田区合同水防訓練（便宜供与）
令和元年（2019）7 月 9 日	―	―	閉鎖	東京都自衛消防訓練審査会（便宜供与）
令和元年（2019）6 月 3 日 ～令和3年（2021）10 月 31 日	半面 閉鎖	―	―	オリンピックによる日本武道館仮設事務所設置
令和元年（2019） 10 月 18 日、19 日、21 日、22 日	―	閉鎖	閉鎖	即位の礼　礼砲（便宜供与）
令和 2 年(2020) 4 月 8 日～5 月 31 日	閉鎖	閉鎖	閉鎖	新型コロナウィルス感染拡大
令和 3 年（2021） 4 月 1 日～9 月 30 日	―	―	閉鎖	オリンピック・パラリンピック開催（4 月 1 日～16 日は一部閉鎖）
令和 3 年（2021） 4 月 29 日～5 月 31 日	閉鎖	閉鎖	―	新型コロナウィルス感染拡大
令和 3 年（2021） 7 月 1 日～9 月 6 日	閉鎖	閉鎖	―	オリンピック・パラリンピック開催
令和 4 年（2022）5 月 28 日	―	―	閉鎖	千代田区合同水防訓練（便宜供与）
令和 4 年（2022）6 月 27 日	―	―	―	東京都自衛消防訓練審査会（便宜供与）

①乗用車

1）平成 30 年（2018）

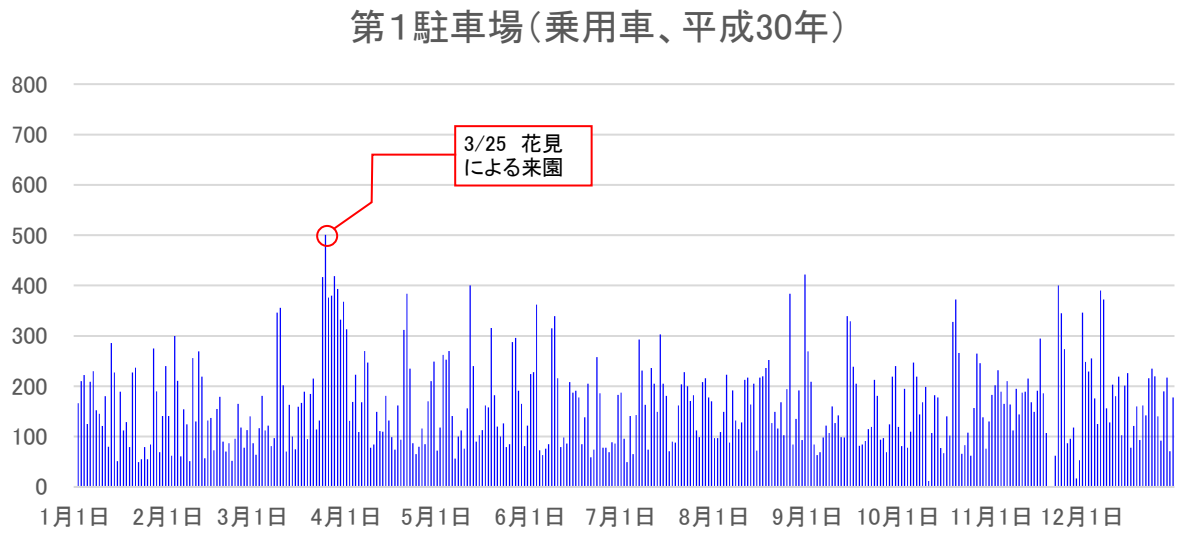

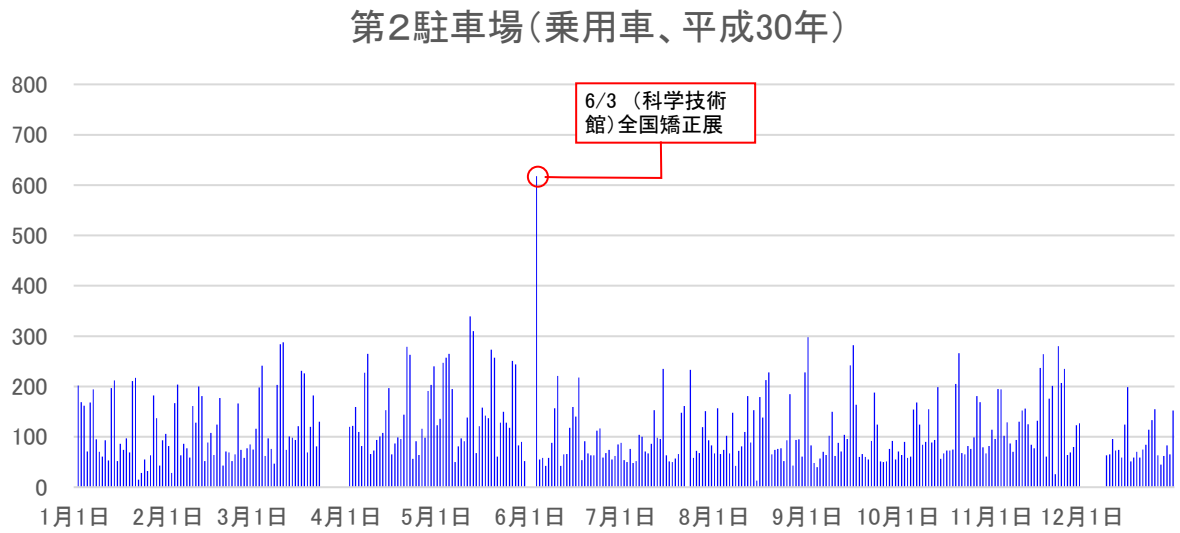

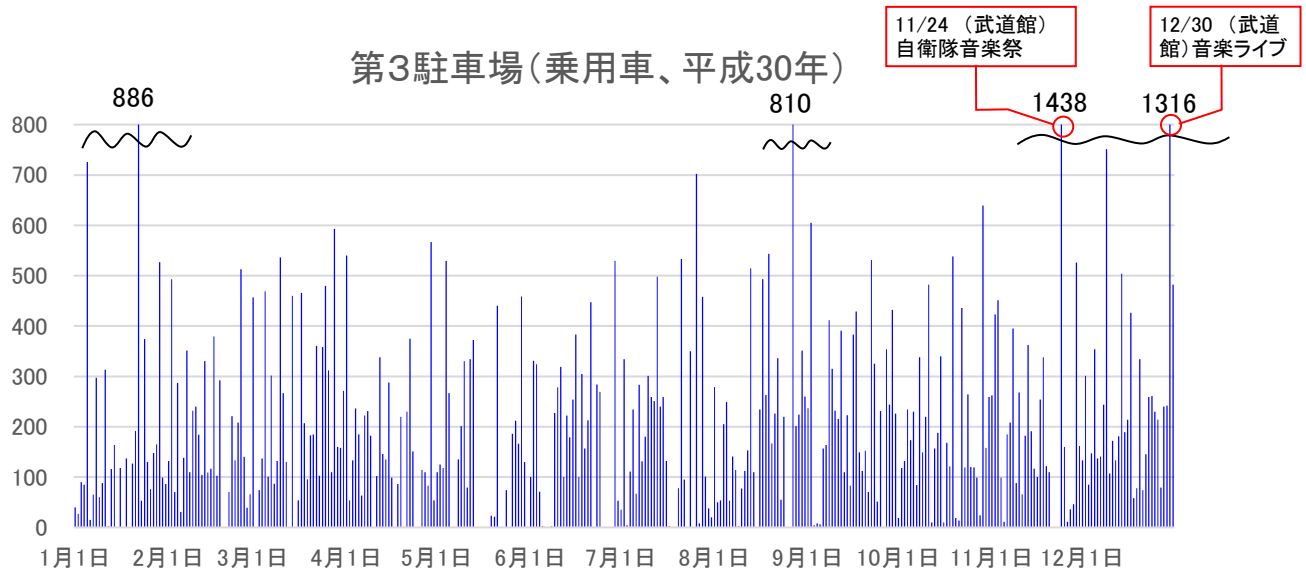

２）令和元年（2019）

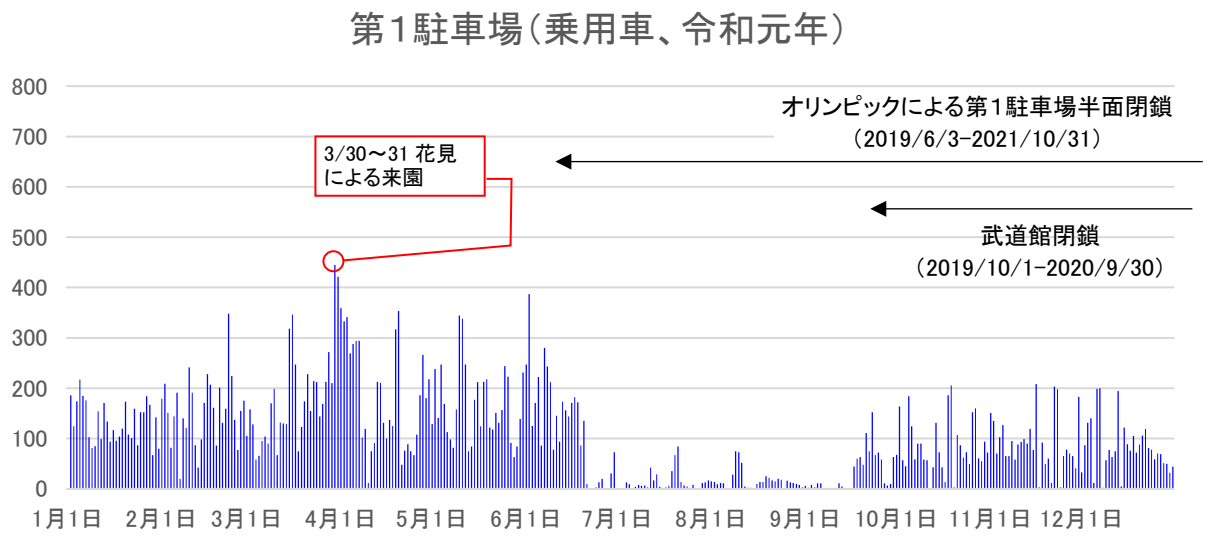
第１駐車場（乗用車、令和元年）
800
700
600
500
400
300
200
100
0
1月1日
2月1日
3月1日
4月1日
5月1日
6月1日
7月1日
8月1日
9月1日
10月1日
11月1日
12月1日
3/30～31 花見
による来園
オリンピックによる第１駐車場半面閉鎖
（2019/6/3-2021/10/31）
武道館閉鎖
（2019/10/1-2020/9/30）

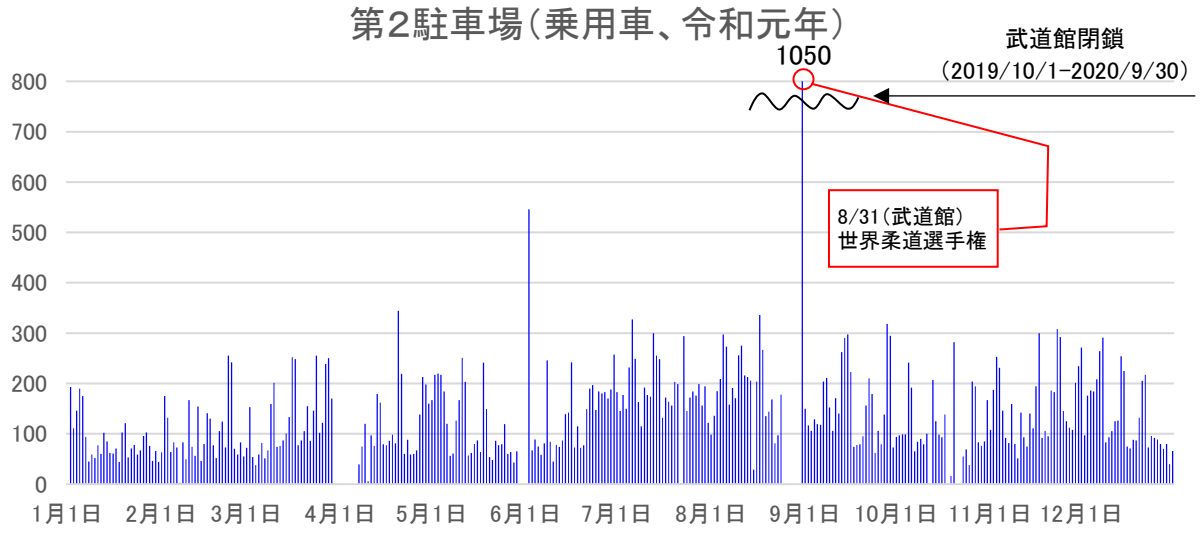
第2駐車場（乗用車、令和元年）
1050
武道館閉鎖
（2019/10/1-2020/9/30）
8/31（武道館）
世界柔道選手権
800
700
600
500
400
300
200
100
0
1月1日
2月1日
3月1日
4月1日
5月1日
6月1日
7月1日
8月1日
9月1日
10月1日
11月1日
12月1日

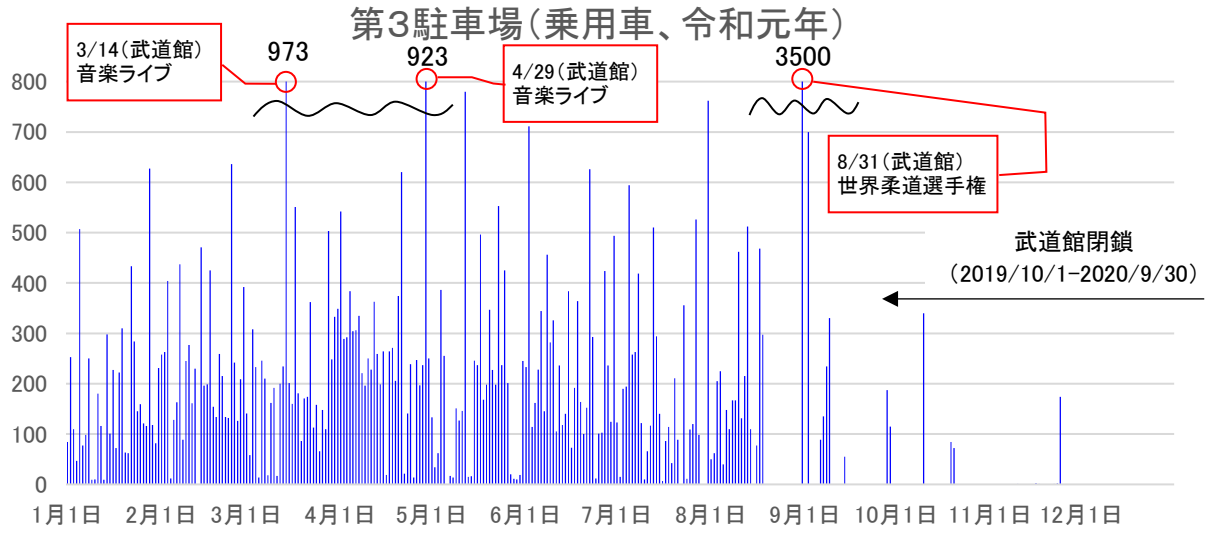
第3駐車場（乗用車、令和元年）
3/14（武道館）
音楽ライブ
973
923
4/29（武道館）
音楽ライブ
3500
8/31（武道館）
世界柔道選手権
武道館閉鎖
（2019/10/1-2020/9/30）
800
700
600
500
400
300
200
100
0
1月1日
2月1日
3月1日
4月1日
5月1日
6月1日
7月1日
8月1日
9月1日
10月1日
11月1日
12月1日

３）令和２年（2020）

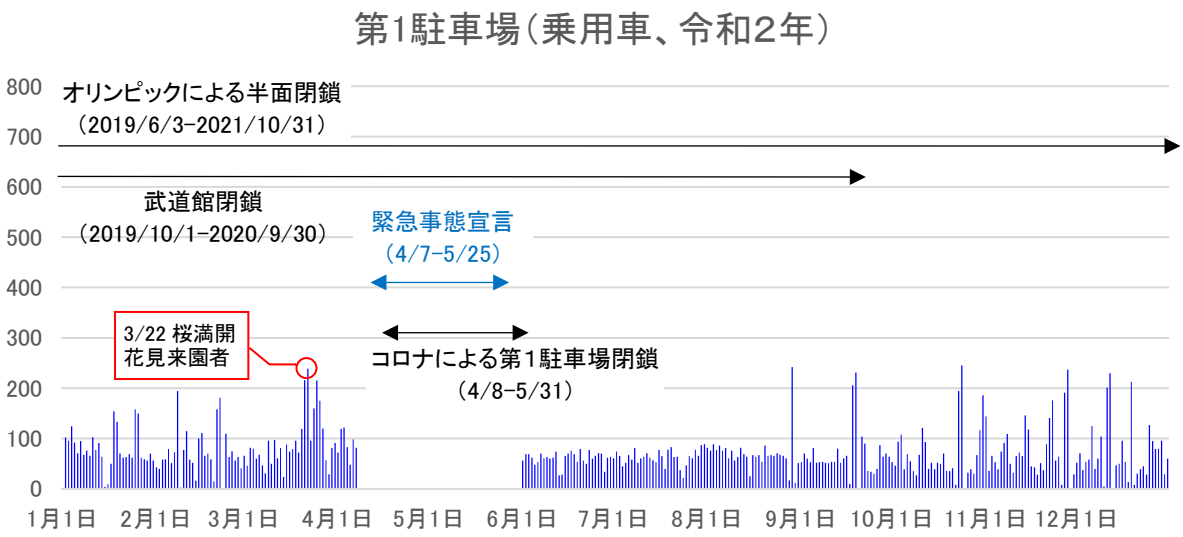
第1駐車場（乗用車、令和2年）
800
700
600
500
400
300
200
100
0
オリンピックによる半面閉鎖
（2019/6/3-2021/10/31）
武道館閉鎖
（2019/10/1-2020/9/30）
緊急事態宣言
（4/7-5/25）
3/22 桜満開
花見来園者
コロナによる第1駐車場閉鎖
（4/8-5/31）
1月1日
2月1日
3月1日
4月1日
5月1日
6月1日
7月1日
8月1日
9月1日
10月1日
11月1日
12月1日

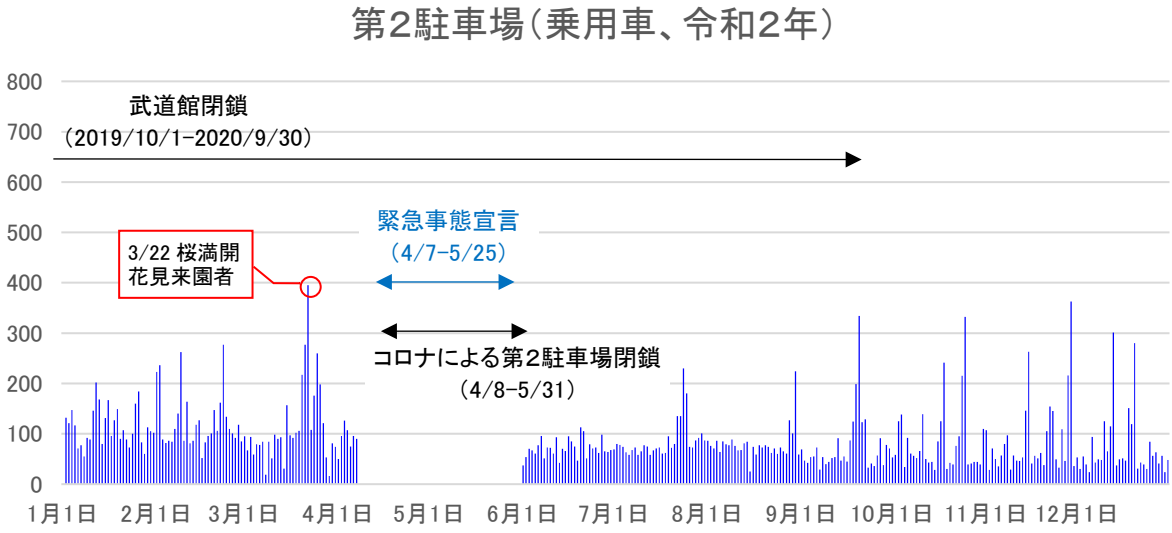
第2駐車場（乗用車、令和2年）
800
700
600
500
400
300
200
100
0
武道館閉鎖
（2019/10/1-2020/9/30）
緊急事態宣言
（4/7-5/25）
3/22 桜満開
花見来園者
コロナによる第2駐車場閉鎖
（4/8-5/31）
1月1日
2月1日
3月1日
4月1日
5月1日
6月1日
7月1日
8月1日
9月1日
10月1日
11月1日
12月1日

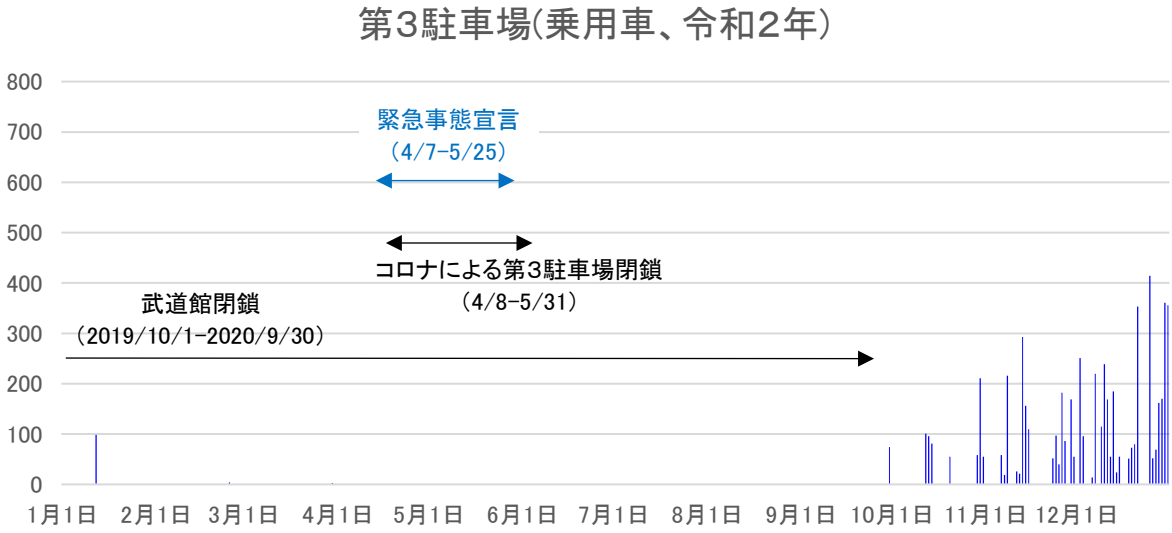
第3駐車場(乗用車、令和2年)
800
700
600
500
400
300
200
100
0
緊急事態宣言
（4/7-5/25）
コロナによる第3駐車場閉鎖
（4/8-5/31）
武道館閉鎖
（2019/10/1-2020/9/30）
1月1日
2月1日
3月1日
4月1日
5月1日
6月1日
7月1日
8月1日
9月1日
10月1日
11月1日
12月1日

４）令和３年（2021）

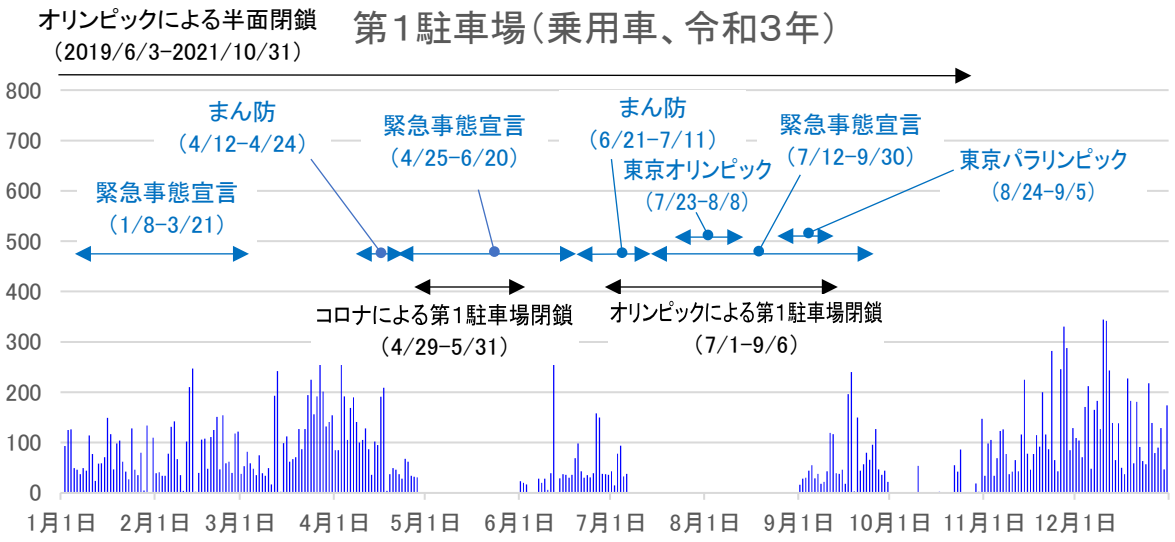

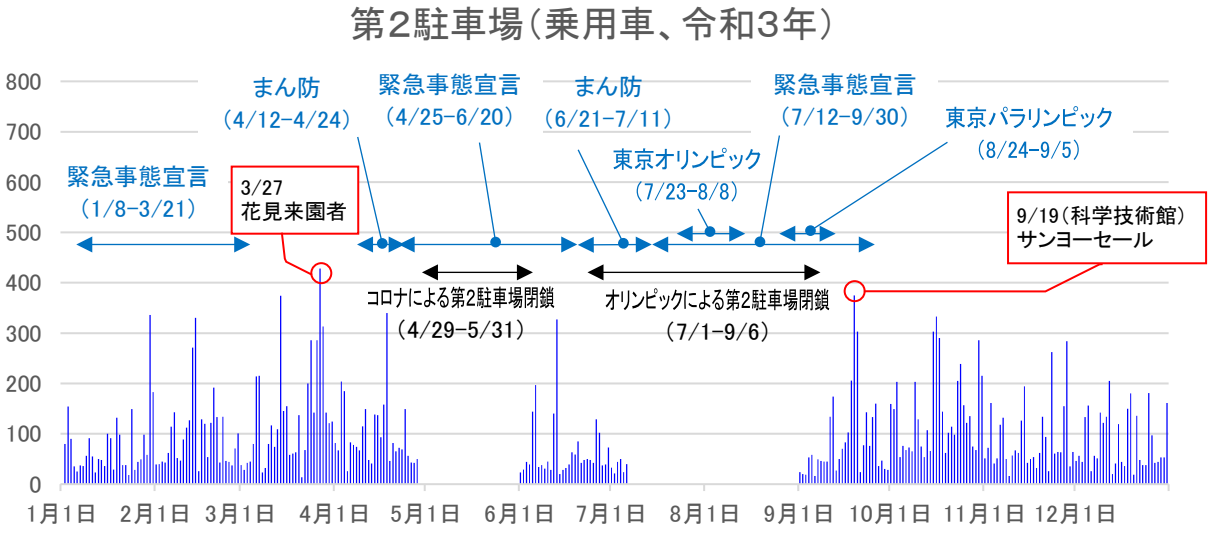

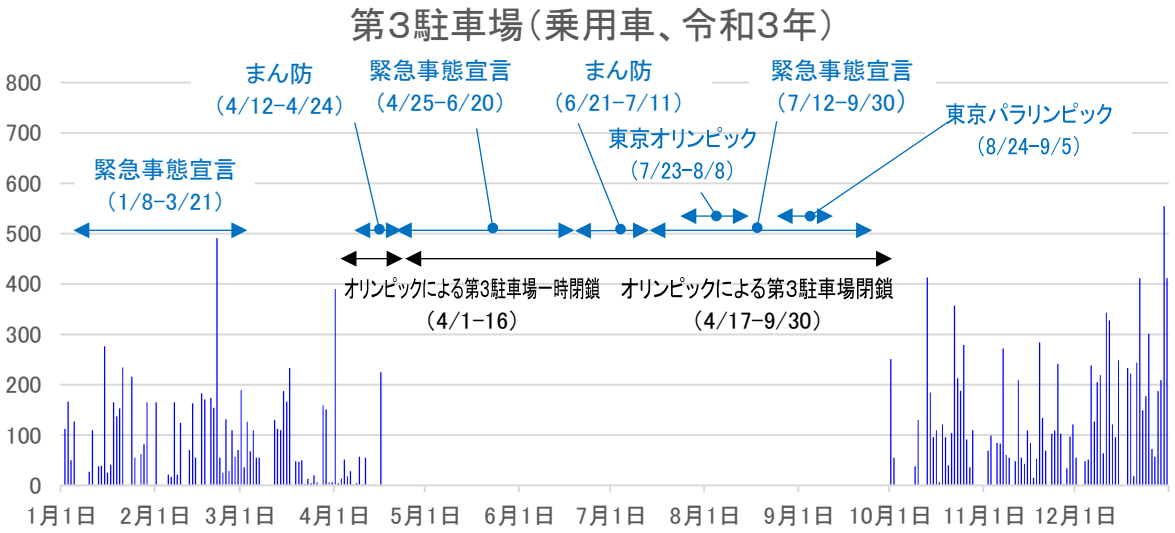

※まん防：新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

５）令和４年（2022）

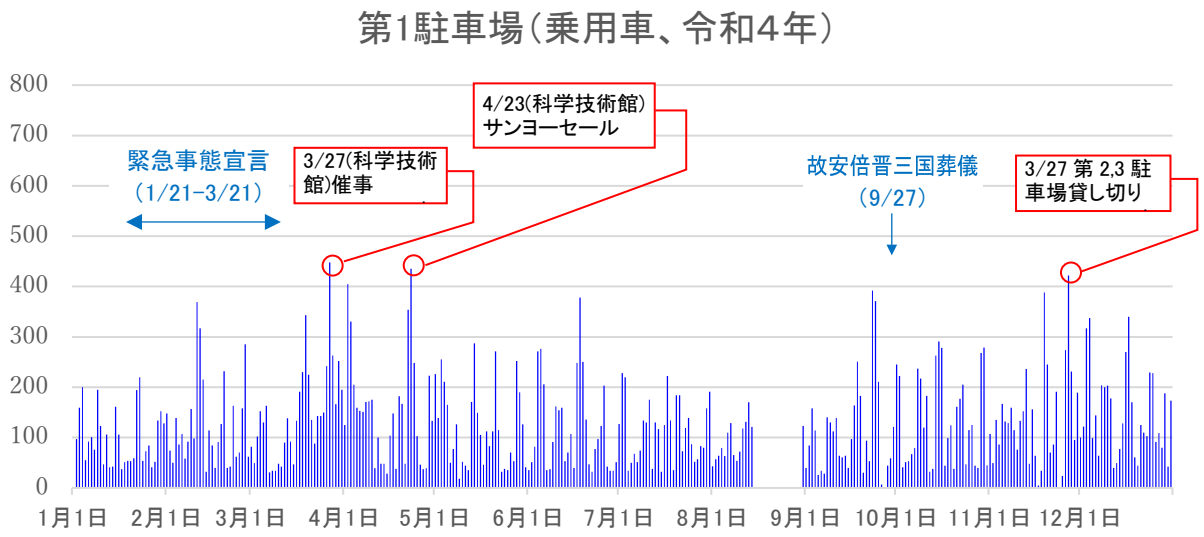
第1駐車場（乗用車、令和4年）
800
700
600
500
400
300
200
100
0
緊急事態宣言
（1/21-3/21）
3/27(科学技術館)催事
4/23(科学技術館)
サンヨーセール
故安倍晋三国葬儀
（9/27）
3/27 第 2,3 駐車場貸し切り
1月1日
2月1日
3月1日
4月1日
5月1日
6月1日
7月1日
8月1日
9月1日
10月1日
11月1日
12月1日

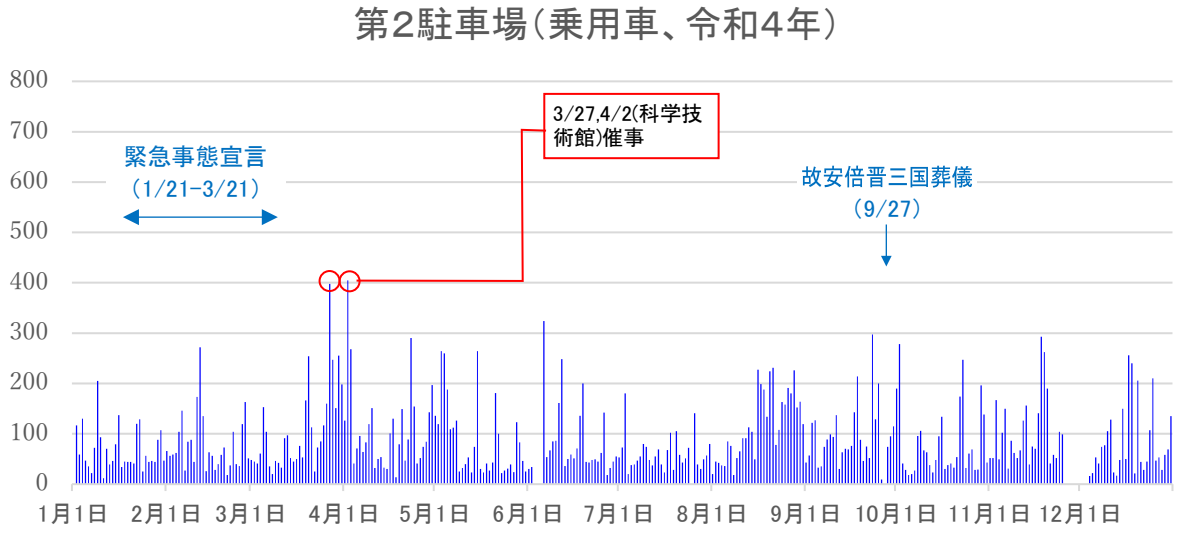
第2駐車場（乗用車、令和4年）
800
700
600
500
400
300
200
100
0
緊急事態宣言
（1/21-3/21）
3/27,4/2(科学技術館)催事
故安倍晋三国葬儀
（9/27）
1月1日
2月1日
3月1日
4月1日
5月1日
6月1日
7月1日
8月1日
9月1日
10月1日
11月1日
12月1日

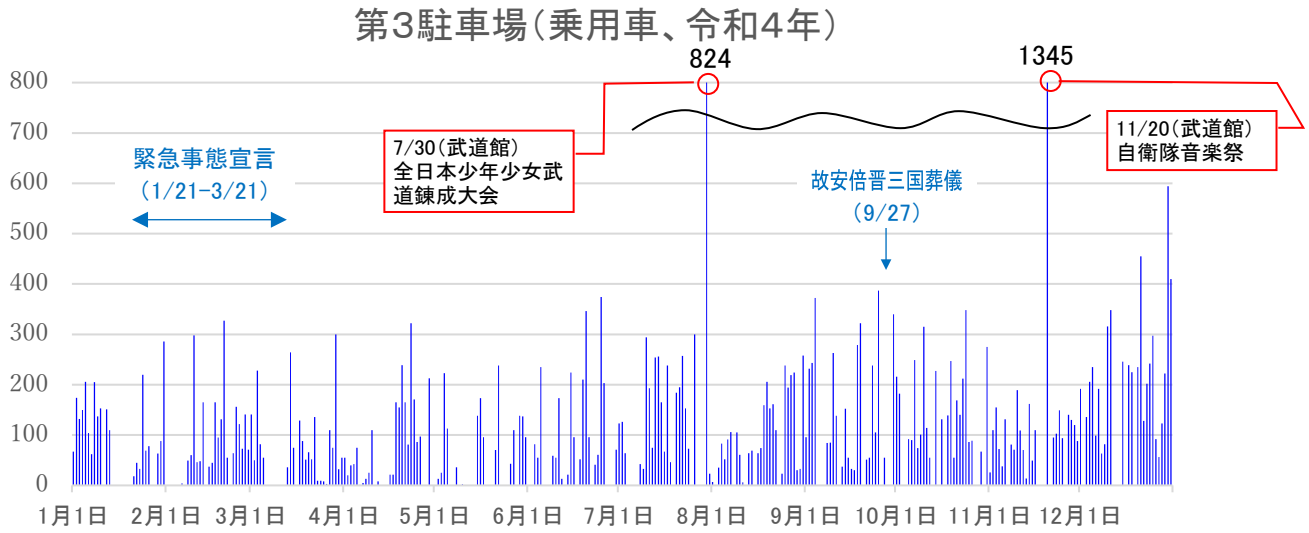
第3駐車場（乗用車、令和4年）
824
1345
800
700
600
500
400
300
200
100
0
緊急事態宣言
（1/21-3/21）
7/30（武道館）
全日本少年少女武道錬成大会
故安倍晋三国葬儀
（9/27）
11/20（武道館）
自衛隊音楽祭
1月1日
2月1日
3月1日
4月1日
5月1日
6月1日
7月1日
8月1日
9月1日
10月1日
11月1日
12月1日

②大型バス

1）平成 30 年（2018）

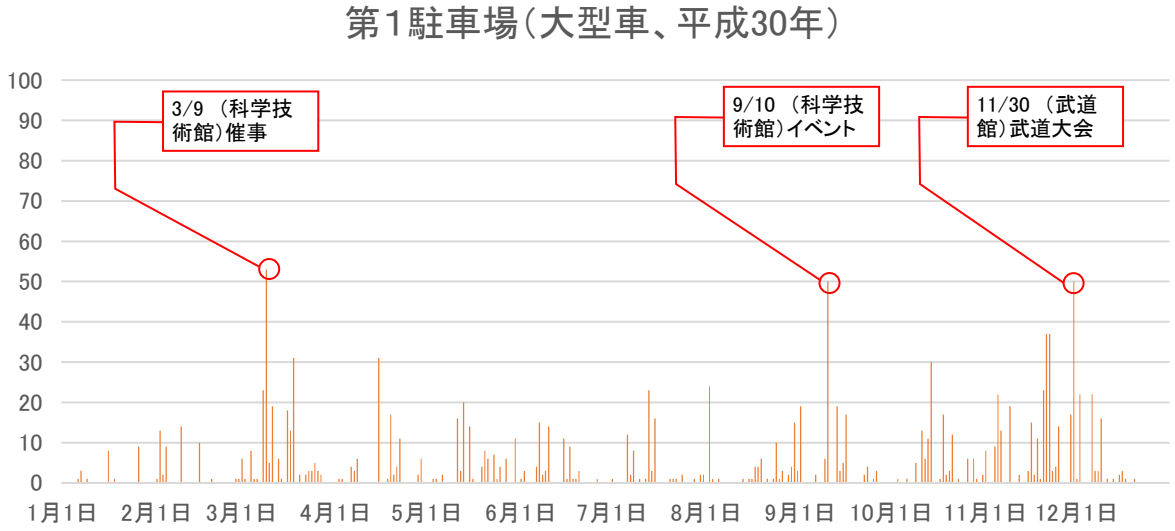

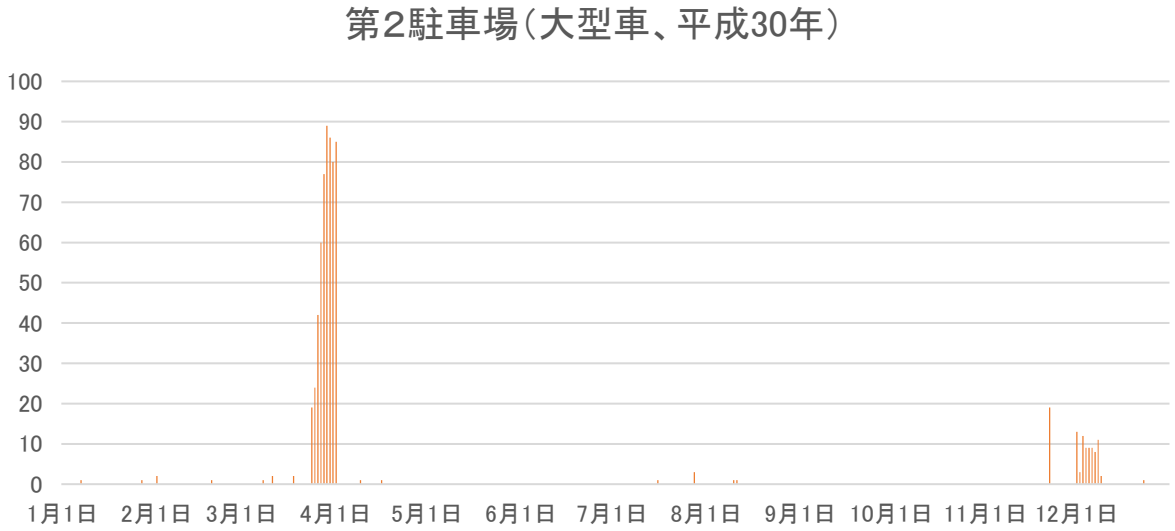

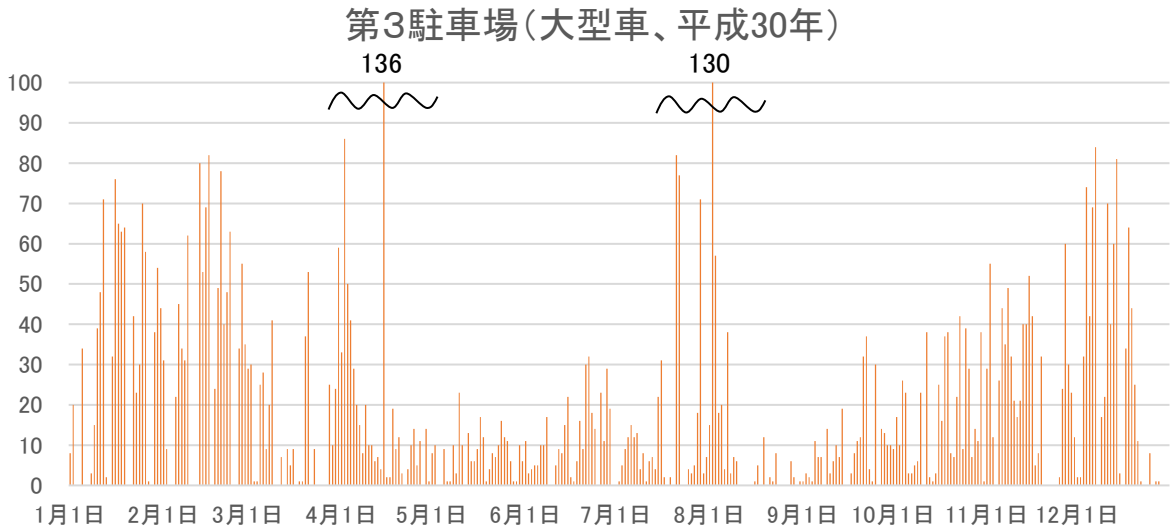

２）令和元年（2019）

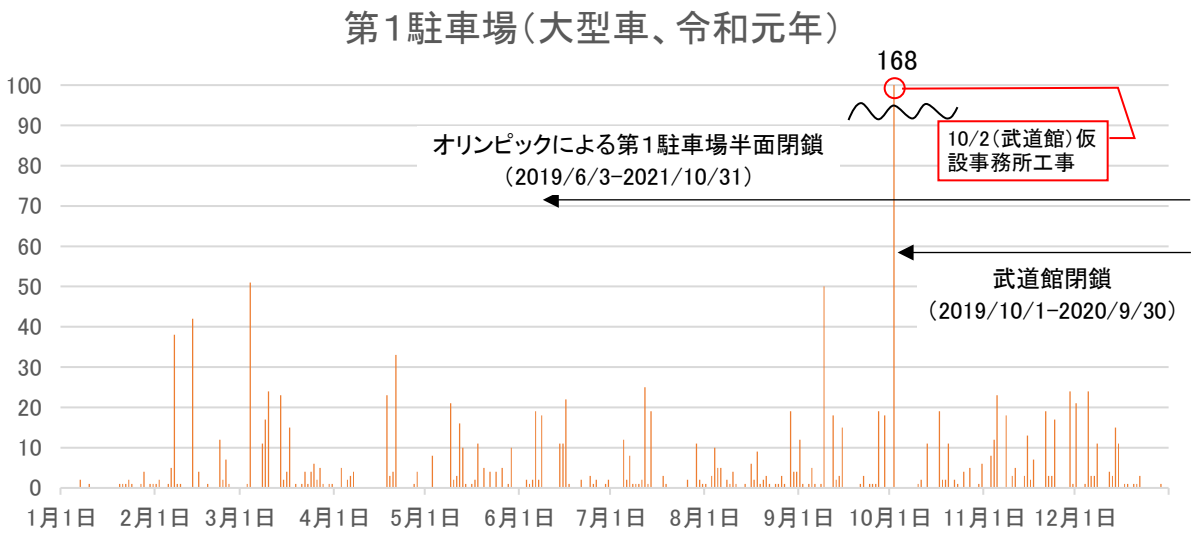
第1駐車場(大型車、令和元年)
168
10/2(武道館)仮設事務所工事
オリンピックによる第1駐車場半面閉鎖
(2019/6/3-2021/10/31)
武道館閉鎖
(2019/10/1-2020/9/30)
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
1月1日 2月1日 3月1日 4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 9月1日 10月1日 11月1日 12月1日

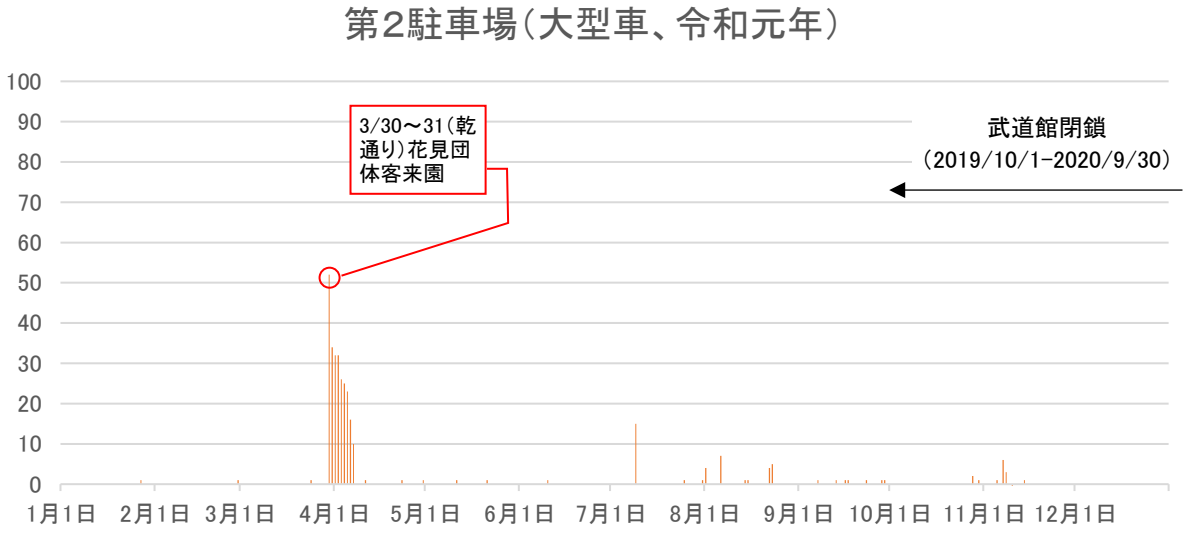
第2駐車場(大型車、令和元年)
3/30～31(乾通り)花見団体客来園
武道館閉鎖
(2019/10/1-2020/9/30)
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
1月1日 2月1日 3月1日 4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 9月1日 10月1日 11月1日 12月1日

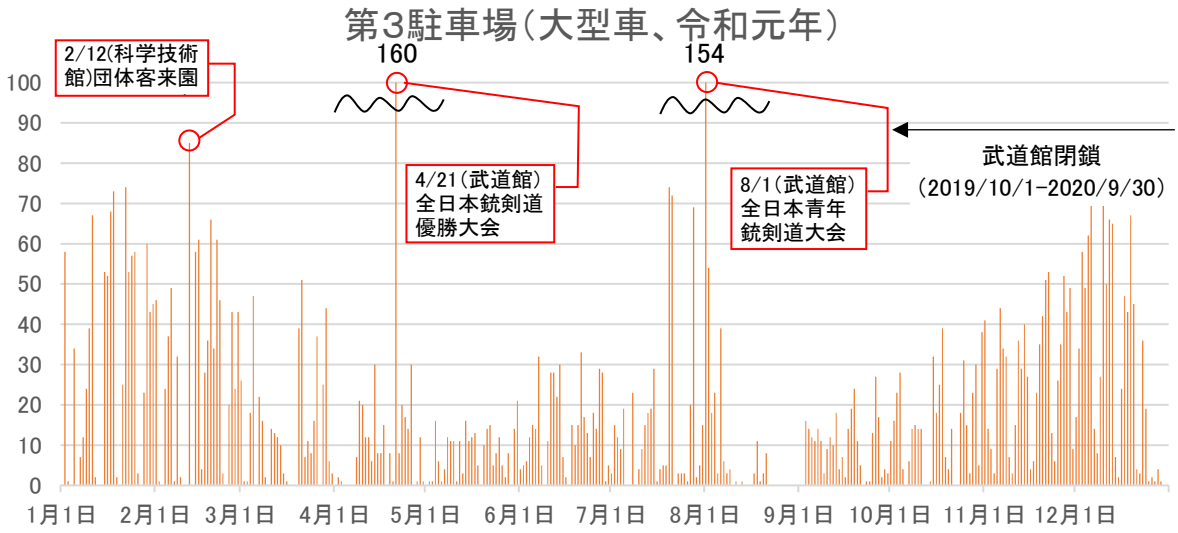
第3駐車場(大型車、令和元年)
2/12(科学技術館)団体客来園
160
154
4/21(武道館)全日本銃剣道優勝大会
8/1(武道館)全日本青年銃剣道大会
武道館閉鎖
(2019/10/1-2020/9/30)
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
1月1日 2月1日 3月1日 4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 9月1日 10月1日 11月1日 12月1日

３）令和２年（2020）

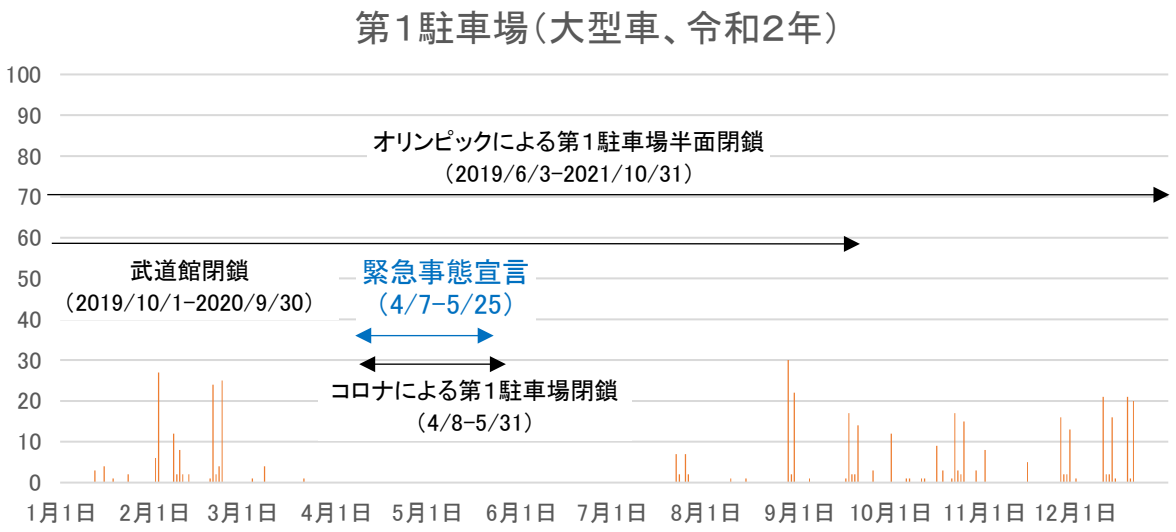
第1駐車場（大型車、令和2年）
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
オリンピックによる第1駐車場半面閉鎖
（2019/6/3-2021/10/31）
武道館閉鎖
（2019/10/1-2020/9/30）
緊急事態宣言
（4/7-5/25）
コロナによる第1駐車場閉鎖
（4/8-5/31）
1月1日
2月1日
3月1日
4月1日
5月1日
6月1日
7月1日
8月1日
9月1日
10月1日
11月1日
12月1日

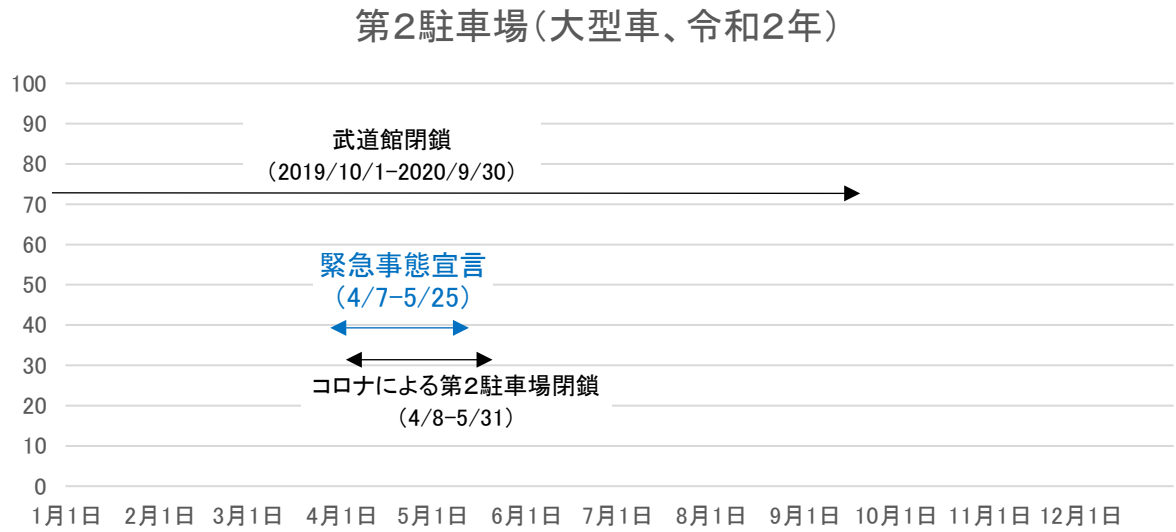
第2駐車場（大型車、令和2年）
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
武道館閉鎖
（2019/10/1-2020/9/30）
緊急事態宣言
（4/7-5/25）
コロナによる第2駐車場閉鎖
（4/8-5/31）
1月1日
2月1日
3月1日
4月1日
5月1日
6月1日
7月1日
8月1日
9月1日
10月1日
11月1日
12月1日

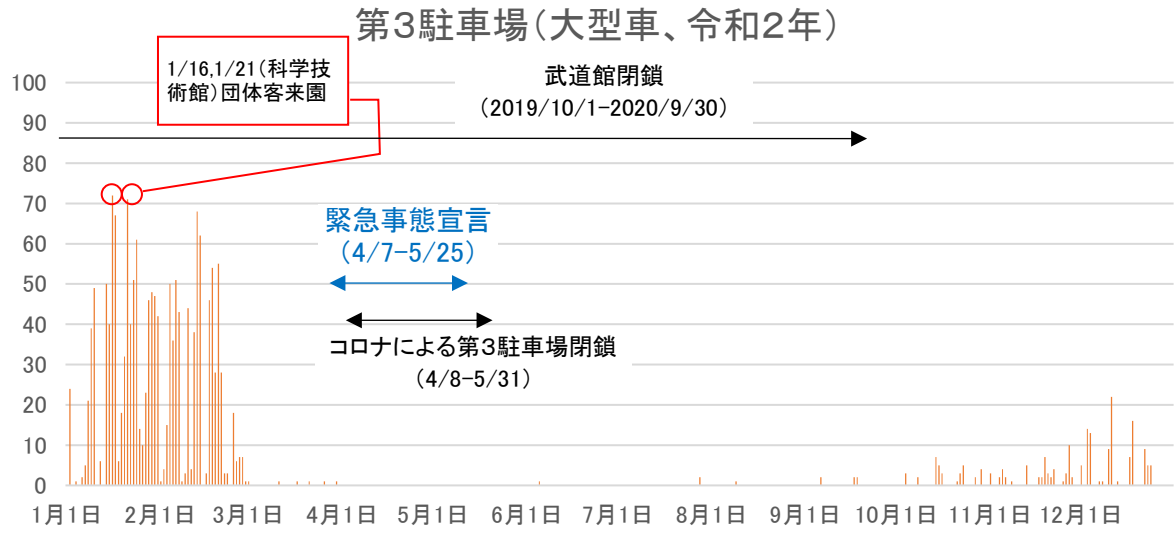
第3駐車場（大型車、令和2年）
1/16,1/21（科学技術館）団体客来園
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
武道館閉鎖
（2019/10/1-2020/9/30）
緊急事態宣言
（4/7-5/25）
コロナによる第3駐車場閉鎖
（4/8-5/31）
1月1日
2月1日
3月1日
4月1日
5月1日
6月1日
7月1日
8月1日
9月1日
10月1日
11月1日
12月1日

４）令和３年（2021）

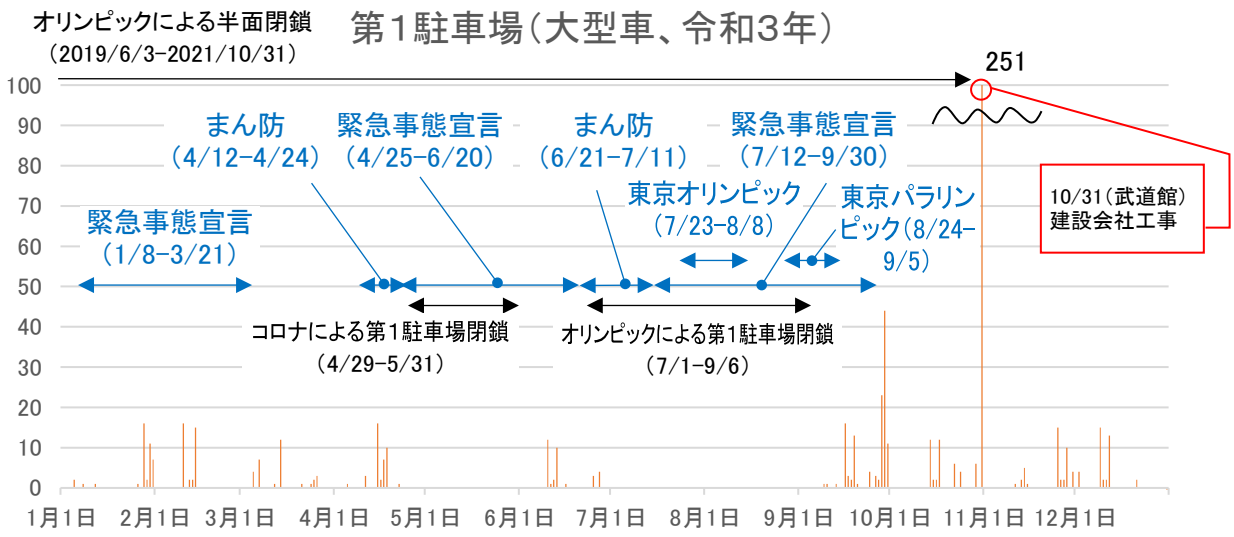

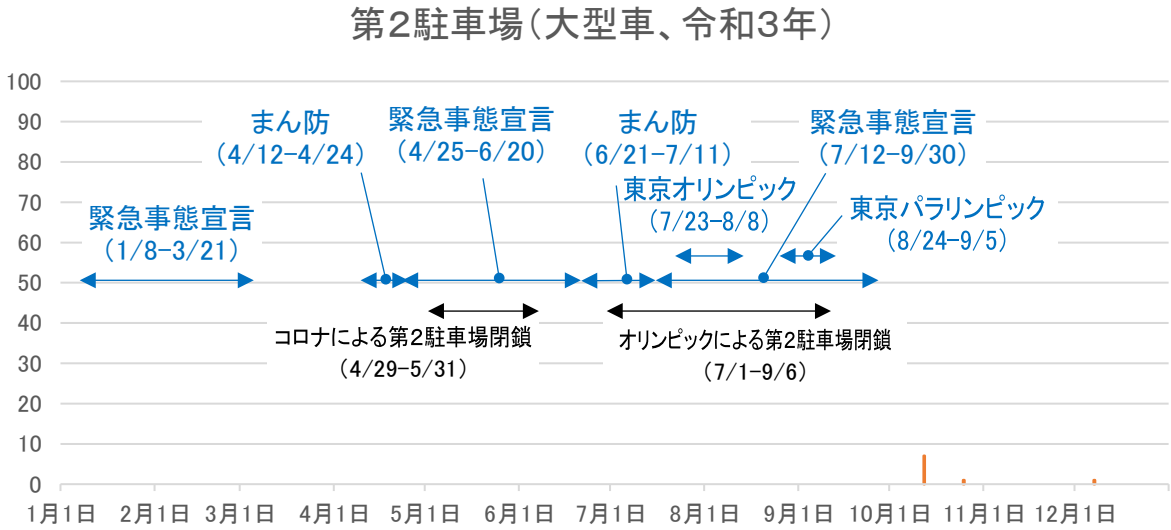

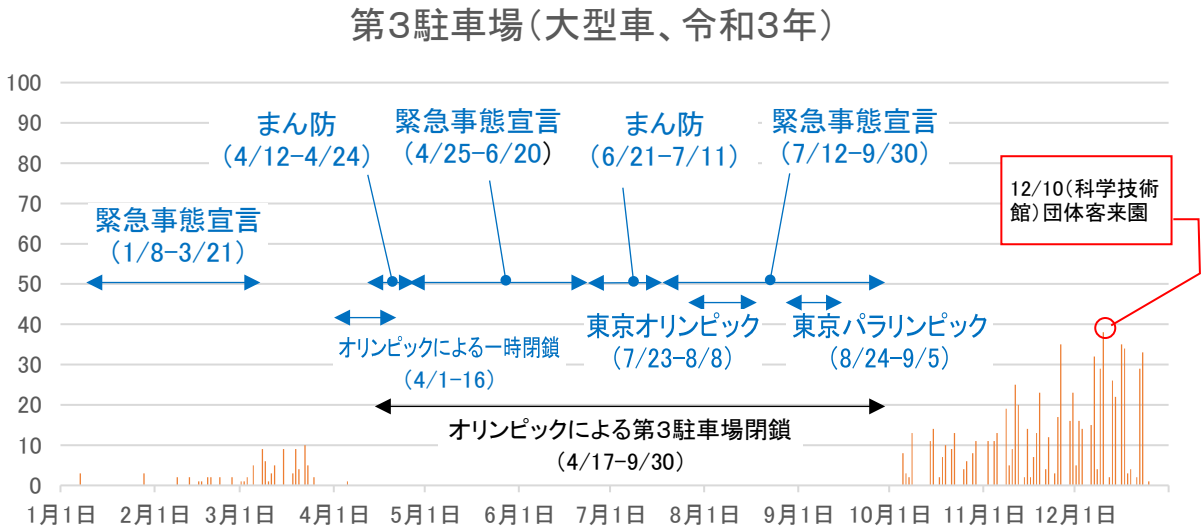

※まん防：新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

５）令和４年（2022）

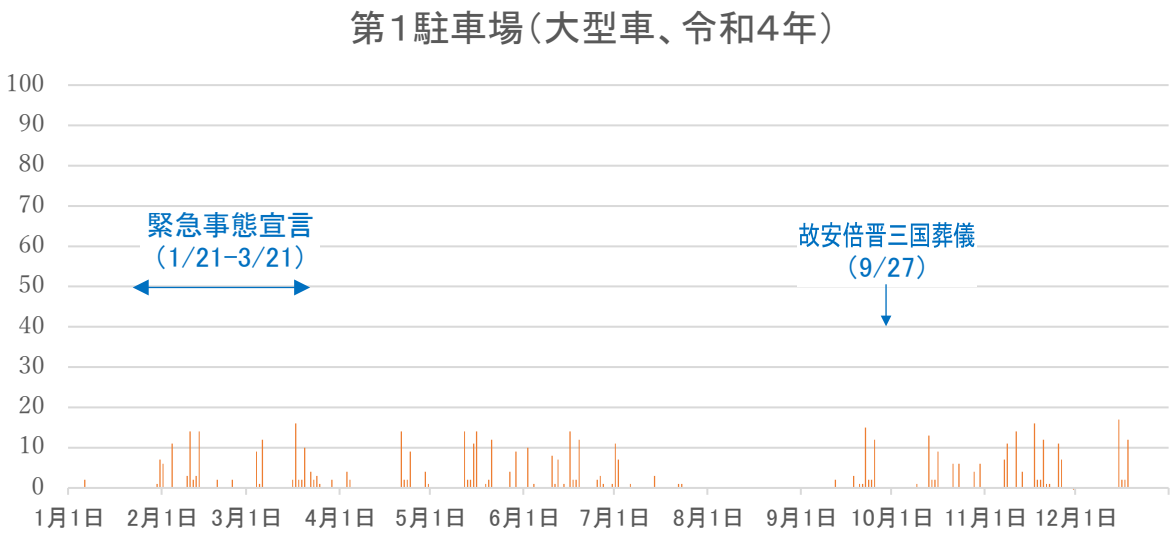
第1駐車場（大型車、令和4年）
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
緊急事態宣言
（1/21-3/21）
故安倍晋三国葬儀
（9/27）
1月1日
2月1日
3月1日
4月1日
5月1日
6月1日
7月1日
8月1日
9月1日
10月1日
11月1日
12月1日

第2駐車場（大型車、令和4年）
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
緊急事態宣言
（1/21-3/21）
故安倍晋三国葬儀
（9/27）
1月1日
2月1日
3月1日
4月1日
5月1日
6月1日
7月1日
8月1日
9月1日
10月1日
11月1日
12月1日

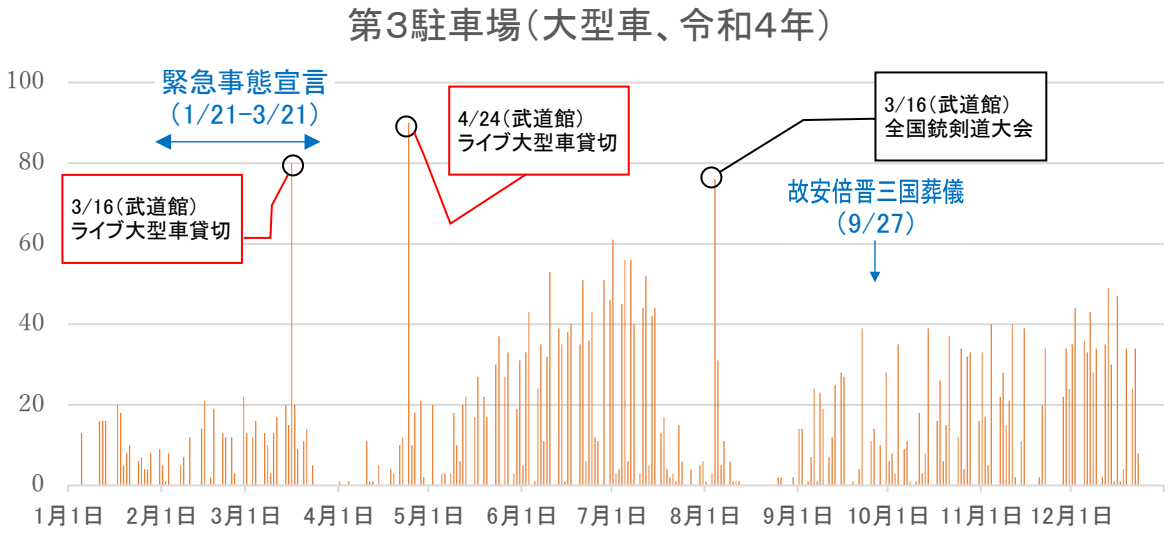
第3駐車場（大型車、令和4年）
100
80
60
40
20
0
緊急事態宣言
（1/21-3/21）
3/16（武道館）
ライブ大型車貸切
4/24（武道館）
ライブ大型車貸切
3/16（武道館）
全国銃剣道大会
故安倍晋三国葬儀
（9/27）
1月1日
2月1日
3月1日
4月1日
5月1日
6月1日
7月1日
8月1日
9月1日
10月1日
11月1日
12月1日